

教育・福祉の連携・協力推進協議会

事例集（改訂版）

令和元年8月
文部科学省
厚生労働省

掲載事例

- 放課後の子どもの居場所づくりについて ----- 2
(千葉県柏市、兵庫県芦屋市、東京都小平市、秋田県北秋田市、青森県青森市)
- 家庭教育支援と子育て支援の連携強化について ----- 9
(和歌山県湯浅町、大阪府能勢町、大阪府大東市、秋田県男鹿市)
- 貧困家庭等の子どもの学習支援について ----- 15
(大阪府茨木市、鳥取県、三重県桑名市)
- 困難を抱えた家庭等への対応に関する学校と福祉関係部局の連携について ----- 20
(東京都足立区)
- 母子保健等と学校保健の連携強化について ----- 23
(三重県名張市、福岡県宗像市、広島県福山市)
- 障害を持った児童生徒に対する支援について ----- 29
(大阪府高槻市、鹿児島県霧島市)
- 医療的ケア児への支援における多分野の連携強化について ----- 32
(愛知県刈谷市、岡山县)
- その他参考事例 ----- 35
(大阪府箕面市)

放課後の子どもの居場所づくりについて

課題：放課後子ども総合プランの推進

【現状と今後の課題】

- 新・放課後子ども総合プランを踏まえた一体型の放課後子供教室・放課後児童クラブのさらなる推進が必要
 - ・一体型推進に向けた課題の抽出や、その解決のための方策や事例について自治体に周知
- 「小1の壁」の打破等、放課後児童対策に対する様々なニーズへの対応を検討

【事例①：千葉県柏市の取組】

- 概要：余裕教室を活用する放課後子供教室と、敷地内に専用施設をもつ放課後児童クラブを一体型として実施。
- 優れている点：利用する子供について、両スタッフ間において居所を明確にし、子供たちの放課後の安全確保につながっている。

【事例②：兵庫県芦屋市の取組】

- 概要：市内全8小学校で、幅広い人材による児童の居場所づくりと多様な体験プログラム事業を実施。
- 優れている点：放課後児童クラブに対し、放課後子供教室のスケジュールを常に情報提供し、両児童が体験プログラムに参加できる体制を整えている。

【事例③：東京都小平市の取組】

- 概要：地域の方及び保護者の協力により、24種類の教育プログラムを子供たちに提供。
- 優れている点：放課後子供教室と放課後児童クラブのスタッフ間で日常的に児童の情報共有を行うことで円滑にプログラムが実施できている。

【事例④：秋田県北秋田市の取組】

- 概要：学校の余裕教室を活用する放課後子供教室と、学校の校舎に隣接する専用施設をもつ放課後児童クラブを一体型として実施。
- 優れている点：両事業のスタッフが放課後子供教室の活動を一緒に企画・運営している。

【事例⑤：青森県青森市の取組】

- 概要：市内全45小学校区で放課後子供教室を学校施設内に開設し、放課後児童クラブと一体型で運営。
- 優れている点：小学校区毎に設置された協議会において、両事業の担当者や学校等が互いに情報共有をしながら円滑な運営を実施。

放課後子供教室と放課後児童クラブの一体型の取組

柏市立酒井根東小学校 放課後子供教室 千葉県柏市

活動の概要

- 平成16年度開設。平日はステップアップ学習会として学習支援、その他長期休業日には体験型講座を実施。
- 放課後子供教室(図書館や空き教室等を活用)と放課後児童クラブ(小学校敷地内専用施設)が一体型として円滑に活動。



図書館活用学習の様子

| 実施内容 | 放課後子供教室 | 放課後児童クラブ |
|------------|----------------------------------|---------------------------|
| 対 象 | 希望する児童 (ステップアップ学習会は主に2.3年生対象) | 共働き世帯等の児童 |
| 開催日数 | 平日は週1日、長期休業時は10日間 (年間約35日) | 週6日 (年間約290日) |
| 主な開催日 | 平日の放課後及び長期休業時 | 平日の放課後及び土曜日 (長期休業時も実施) |
| 子どもの平均参加人数 | 100人 | 50人 |
| 開催場所 | 小学校内の図書館や空き教室 | 小学校敷地内専用施設 |

プログラムの内容

- ステップアップ学習会(平日)
算数(百マス計算)、国語(漢字検定)、図書館活用学習、理科面白実験

●体験型講座(長期休業日)

シェルリースづくり、サッカー、折り紙、そば打ち、茶道、魚三枚おろし教室など

ポイント

- 学習意欲の向上と学習習慣の定着など勉強につながる興味・関心を引き出すプログラムを実施している。
- 目標に向かってやり抜く力を大切にしているため、子供たちが日々の成長を実感できるような学習プログラムを組んでいる。
- 放課後子供教室開始前に学習プログラムごとにスタッフが打ち合わせをし、また終了後にも反省会を行い、プログラム内容の充実を図っている。
- 元教員や大学生、地元化学メーカーのOB職員など多様な人材の参画により学習プログラムの充実を図っている。

取組の効果

- ・保護者からは、「先生や親とも違う大人とふれあう機会ができた。」「子供たちのやる気に繋がっていると思う。」との声。また、参加児童からは、「自ら進んで、学習できた。」「優しく教えてもらえるので学習会に来るのが楽しい」との感想が寄せられている。
- ・放課後子供教室と放課後児童クラブの両方を利用する子供について、スタッフ間において居所を明確にするとともに放課後子供教室実施後には、子供を放課後児童クラブまでの送り届けるなど、子供たちの放課後の安全確保につながっている。

放課後子供教室と放課後児童クラブの一体型の取組

放課後子供教室『あしやキッズスクエア』(市内全8小学校で実施)

兵庫県芦屋市

活動の概要

- ・地域(校区), 教員OBの方々の見守りスタッフと高校・大学生のボランティアによる児童の居場所作り事業と企業・NPO団体等の幅広い人材の参画による多様な体験プログラム事業の2つの事業を実施。
- ・児童の居場所作りを通し, 子どもの地域とのかかわりの減少や体力の低下, 児童が公私立学校と異なる学校に通うことにより関係が希薄になることなど, 市の課題解決をはかる事業としても取り組んでいる。



地元高校生のラグビー体験プログラムの様子

| 実施内容 | 放課後子供教室 | 放課後児童クラブ |
|------------|-----------------------------|----------------------------------|
| 対象 | 市内在住の全小学1～6年 (公立・私立問わない) | 共働き家庭等の小学1～4年 (特別支援児童は小学6年まで) |
| 開催日数 | 約230日 | 約288日 |
| 主な開催日 | 平日の放課後 (長期休業時も実施) | 平日の放課後及び土曜日 (長期休業時も実施) |
| 子どもの平均参加人数 | 約30人 (1小学校あたり) | 約34人 (1か所あたり) |
| 開催場所 | 小学校の余裕教室・校庭等 | 小学校内専用施設・校庭等 |

体験プログラムの内容

- 落語、将棋、折り紙、ペタンク、習字、芦屋かるた、震災伝承、走り方、スナッグルゴルフ、世界を旅するイラストレーターと絵画、科学遊び、英語、エコ、手芸など
- 企業NPO大学連携・自治体関連プログラム
食品、プログラミング、大工、釣り、防災、学芸員と絵画、ソーラーカーなど
- 高校がラグビー部の部活動の一環、またボランティア委員会として協力し、「子どものやりたい遊びに思いきりつきあい遊ぶ活動」を実施

ポイント

- 異年齢・異世代が関わり合いコミュニケーションの取れる関係づくりを目指し、「裏路地の再構築」をめざしている。
- 子ども達が主体的に「群れて遊ぶ」という考え方のもと、児童の自由な居場所作りに努め、スタッフはルール厳守より、臨機応変な対応での見守りを行ない、体験プログラム参加は、基本自由参加。またアンケート実施し、居場所作り・体験プログラム充実に努めている。
- 保護者や地域の方への説明会の開催等を個別対応など隨時行い、放課後子供教室への理解・関心を高めてもらい、スタッフやボランティアとして協力していただける方を幅広く募って、特定の人に頼らず、子どもが多様な人とかかわるよう配慮。
- 放課後児童クラブに対し、放課後子供教室のスケジュールを常に情報提供をし、同じ場所で両事業の子ども達が一緒に遊んだり、放課後子供教室事業の体験プログラムに放課後児童クラブの子ども達も参加できる体制を整えている。

取組の効果

- ・放課後子供教室の活動内容に関するアンケートで、**保護者満足度79%、児童満足度86%**という結果。
- ・活動内容について特に制限を設けていないが、きめ細やかに安全配慮を行っている児童クラブと事故率は同水準。
- ・児童、小学校、保護者、地域、高校大学、企業NPO、自治体が事業の参加利用・参画・協力をを行い、新たな協働活動となっている。

放課後子供教室と放課後児童クラブの一体型の取組

小平市立小平第八小学校 八小放課後子ども教室『キラキラ☆らんど』

東京都小平市

活動の概要

- 平成16年度開設。地域の方及び保護者の協力により、24種類の教育プログラムを子どもたちに提供。
- 放課後子供教室(空き教室等を活用)と放課後児童クラブ(体育館内専用施設)が一体型として円滑に活動。



実施内容

| | 放課後子供教室 | 放課後児童クラブ |
|------------|-----------------------------|----------------------------------|
| 対象 | 全学年 (プログラムによっては対象を限定) | 1~3年生 (心身に障がいのある児童は 6年生まで) |
| 開催日数 | 249日 | 約300日 |
| 主な開催日 | 平日の放課後及び土・日曜日 (長期休業時も実施) | 平日の放課後及び土曜日 (長期休業時も実施) |
| 子どもの平均参加人数 | 20人 (1つのプログラムあたり) | 50人 |
| 開催場所 | 小学校内専用教室、校庭、体育館等 | 小学校内専用施設(体育館内) |

ポイント

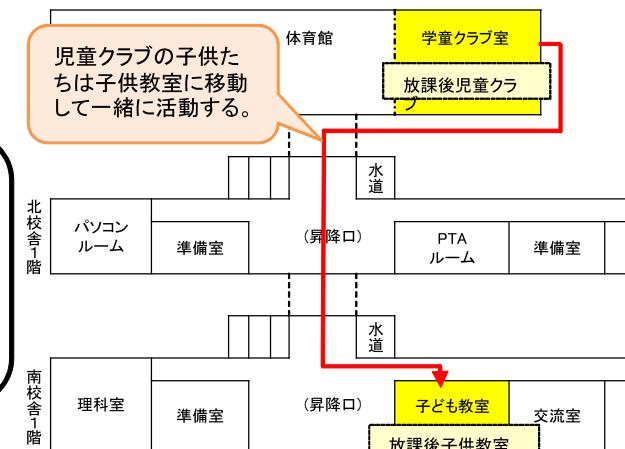
- 放課後子供教室の活動全体の企画、調整を行うコーディネーター(学校運営協議会の委員も兼任)が中心となって、地域と学校の連携が実現されている。
- 放課後子供教室と放課後児童クラブのスタッフ間で日常的に児童の情報共有を行うことで、円滑かつ効果的にプログラムを進めることができている。
- プログラム初回には、参加する児童の保護者対象に活動内容の説明等を行う保護者会を実施し、保護者の声を活動に生かしている。

取組の効果

- 児童の約80%が放課後子供教室に登録しており、複数の教育プログラムに参加している児童も多く、多様な体験活動ができる。
- 保護者からは、「学校や親が教えることも体験活動を通じて子どもに上手に教えてくれる。」「学校から帰宅した際、子どもとの会話が増えた。」「参加したことによって友達が増えた。」と好評。
- 大人たちも、自分の持っているものを伝える喜びと子どもの元気を自分の元気とする喜びを得ることができた。

24種類のプログラム

学習支援、英語クラブ、パソコン教室
ロボット教室、生け花、絵手紙、陶芸
工作教室、書道、茶道、琴、花植え活動
紙芝居ワークショップ、サッカー、野球
ソフトテニス、ミニバスケット、よさこいくらぶ
フラダンス など



放課後子供教室と放課後児童クラブの一体型の取組

～前田いきいきタイム(放課後子供教室)・前田小児童クラブ(放課後児童クラブ)～ 秋田県 北秋田市

活動の概要

- ・北秋田市立前田小学校の放課後子供教室(前田いきいきタイム)は学校の余裕教室等を活用し、週に1回程度活動をしている。
- ・学校の校舎に隣接して保育園と放課後児童クラブ(前田小児童クラブ)の専用施設があり、放課後子供教室との一体型として活動している。

実施内容

前田いきいきタイム (教室) 前田小児童クラブ (クラブ)

| | | |
|------------|-------------|----------|
| 対象 | 1～6年生 | 1～6年生 |
| 開催日数 | 40日 | 290日 |
| 主な開催日 | 週1回程度 | 月～土 |
| 子どもの平均参加人数 | 15人 | 41人 |
| 開催場所 | 体育館・校庭・図書室等 | 小学校内専用教室 |

主な活動事例

自然体験を中心に様々な体験活動を実施

- ・**畑づくり**
ジャガイモや枝豆などの栽培を通じて植物が育つ過程を学ぶ
- ・**植物を活用したクラフト教室**
学校周辺を探検して拾った植物などを活用したクリスマスリースづくりなど



写真
《上》枝豆収穫
の様子
《左》地域探検
の様子

ポイント

- 両事業のスタッフが放課後子供教室の活動(交流活動)と一緒に企画・運営している**一体型**の取組。
- 北秋田市の子供教室では、地域の方による、読み聞かせや昔遊びなどを実施し、夏休みには、地域の名所巡りや、近隣の地区の子供教室に出向き、その地域の子供たちとの交流活動などを行っている。
- 子育ての経験がある地域の方が事業に協力している。

取組の効果

- ・保護者へのアンケートで放課後子供教室の体験活動へ期待するとの回答が90%以上となっている。
- ・放課後子供教室の企画に参加する児童のうち、過半数以上が放課後児童クラブに所属しており、異年齢交流や多様な体験・活動につながっている。

放課後子供教室と放課後児童クラブの一体型の取組

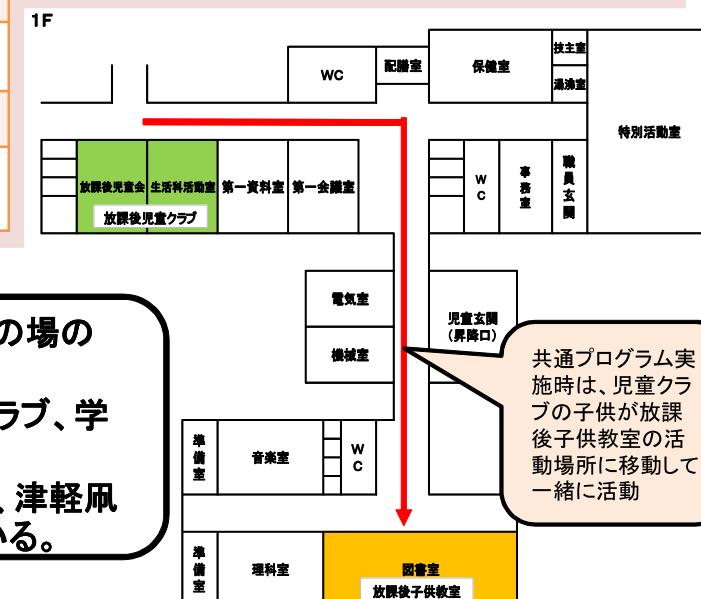
～放課後子供教室が放課後児童クラブの児童も含め、学校施設内で多様なプログラムを提供～

青森県青森市

活動の概要

- ・平成28年度より市内全45小学校区で「放課後子供教室」を学校施設内に開設し、放課後児童クラブと一体型で運営
- ・放課後子供教室の開設場所は、小学校内の余裕教室や特別教室を活用している

| 実施内容 | 放課後子供教室 | 児童クラブ |
|------------|--------------------------------------|-------------------------------|
| 対象 | 1~6年生 (放課後児童クラブの児童も参加可) | 1~6年生 (就労等で保護者が日中家庭にいない児童) |
| 主な開催日 | 学期中及び長期休業時(夏・冬休み)の平日 学期中の土曜日 | 月~土 |
| 年間開催日数 | 約110日 | 約300日 |
| 子どもの平均参加人数 | 平日 平均11人・土曜日 平均21人 | 平均32人 |
| 開催場所 | 小学校内専用教室、図書室等の特別教室等 | 小学校内専用教室 |
| 主な活動事例 | プリント学習、畳づくり体験、スポーツ教室、工作(金魚ねぶた、津軽凧)など | 宿題、読書など |



ポイント

- 一体的な運営により放課後子供教室が実施する自主活動の場、体験・交流の場の両方に、放課後児童クラブの児童も参加しやすい環境となっている。
- 小学校区毎に設置された協議会において、放課後子供教室、放課後児童クラブ、学校等が互いに情報を共有しながら円滑な実施に努めている。
- 地域の特色を生かした体験プログラム(青森ヒバを使った工作、金魚ねぶた、津軽凧づくりなど)や、留学生やALT等が参加する国際交流プログラムを実施している。

取組の効果

- ・保護者からは「放課後子供教室に参加することで、放課後児童クラブとは違った友達と交流ができる」「学校内で活動できるので安心している。」「体験・交流の場では多様な体験プログラムがあり、子供たちが様々な経験ができるので良い。」と好評。

家庭教育支援と子育て支援の連携強化について

課題：家庭教育支援と子育て支援の連携強化

【現状と今後の課題】

- ◆ 家庭教育支援と子育て支援との連携は、教育部局と福祉部局との連携、家庭教育支援チームと子育て世代包括支援センター等との連携などの形で進みつつある。

課題としては、

- ・連携のための体制整備が不十分であったり地域差があること、
- ・連携するために必要となるお互いの情報を共有していないこと、
- ・家庭教育支援と子育て支援との間で情報共有を行うにあたっての個人情報保護の問題があること、
- ・就学前、就学前後、就学後の切れ目のない支援に向けた体制、仕組みの構築、

等の問題が指摘されている。

【事例①：教育部局と福祉部局との連携事例（和歌山県湯浅町）】

- 0歳から中学生までの全ての子育て家庭を訪問し、保護者に寄り添い、孤立した家庭がないよう見守り支援を実施。健康福祉課と教育委員会が協働し、利用者支援専門員と子育て家庭教育訪問支援員が連携して活動。

【事例②：家庭教育支援チームと子育て世代包括支援センター等との連携（大阪府能勢町）】

- 子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の機能を有する「子どもの未来応援センター」に家庭教育支援チームを配置しつつ、有機的に連携する仕組みを構築。情報を共有し、家庭全体の支援につなげている。

【事例③：家庭教育支援チームと子育て世代包括支援センターとの連携事例（大阪府大東市）】

- 就学年齢を含めた切れ目ない支援のため、子育て世代包括支援センターにSSW（家庭教育支援チーム員）を配置し、密連携強化を図りながら保護者に寄り添う支援を実施。

【事例④：家庭教育支援チームと「おがっこネウボラ（男鹿市妊娠・出産・育児包括支援拠点）」との連携事例（秋田県男鹿市）】

- 主に産前から未就学児を対象とするネウボラと、就学後を対象とする家庭教育支援チームが連携して活動することにより、切れ目ない支援を実施。

教育部局と福祉部局との連携事例

～利用者支援事業と家庭教育支援事業との連携による全戸訪問型家庭教育支援～(和歌山県湯浅町)

【概要】

- ◆ いじめや不登校、非行や万引き、校内暴力などの課題に対し、湯浅町家庭教育支援チームが平成21年度より訪問型家庭教育支援を実施。現在は、健康福祉課と教育委員会が連携し、0歳児から中学校3年生までの全ての子育て家庭を訪問し、保護者に寄り添い、孤立した家庭がないよう見守り支援を行っている。

【内容】

- ・町内の0歳児から中学校3年生までの全ての子育て家庭を、家庭教育情報誌「すまいる」を配布しながら訪問。
- ・子育てに関する相談から世間話まで幅広く傾聴することで、保護者に寄り添い、孤立した家庭がないよう見守り支援を実施。
- ・家庭・学校や地域、関係機関からの情報や相談の対応及び支援については、ケースに応じて、学校や関係機関と連絡を密にし、役割分担をしながらチーム対応を実施。
- ・平成27年度からは、健康福祉課の利用者支援事業の活用により、「福祉と教育の一体型」で切れ目のない子育て支援を行う体制を整えている。
- ・SSWであるチームリーダーが要保護児童対策地域協議会に参加し連携(様々な情報共有が可能。)。
- ・5歳児健診を活用した連携(チェックリストを活用、関係者(※)による行動観察等を実施し、結果を共有。)。
※教育委員会(指導主事、SSW、子育て支援センター保育士、幼稚園長、保育所長、小学校校長(町内4校))、臨床心理士、小児科医、健康福祉課(保健師)

- ◆情報誌「すまいる」のコンセプト：「つながろう湯浅！」
- ・「すまいる2」3才児～中学生の家庭対象
- ・「Baby すまいる」0才児～2才児の家庭対象
- ・「全戸配布用すまいる」町内全家庭対象

～主な内容～

- ・園・学校等紹介
- ・子育てアドバイス(漫画)
- ・料理レシピ
- ・行事予定など



【主な効果】

- ・保健センター内に活動拠点を置くことにより、日頃から保健師や要保護児童対策地域協議会の職員と連携・協働が可能。
- ・利用者支援事業を活用し福祉とも連携することで、未就学時から学齢期まで一貫した子育て・家庭教育支援が可能。
- ・全世帯の状況把握が可能で、早期発見や迅速な対応につながる。
- ・気になる家庭に対して、継続的な支援や見守りが可能となる。
- ・全戸訪問のため、初回の訪問をスムーズに行うことができる。
- ・定期的に訪問するため、保護者にとっては、いつでも相談できるという安心感につながっている。
- ・保護者と話をすることにより、学校への不信感などが解消され、クレームが減少してきている傾向にある。



「家庭訪問」の様子

家庭教育支援チームと子育て世代包括支援センター等との連携事例

～子育て世代包括支援センターに家庭教育支援チームを配置した連携等～(大阪府能勢町)

【概要】

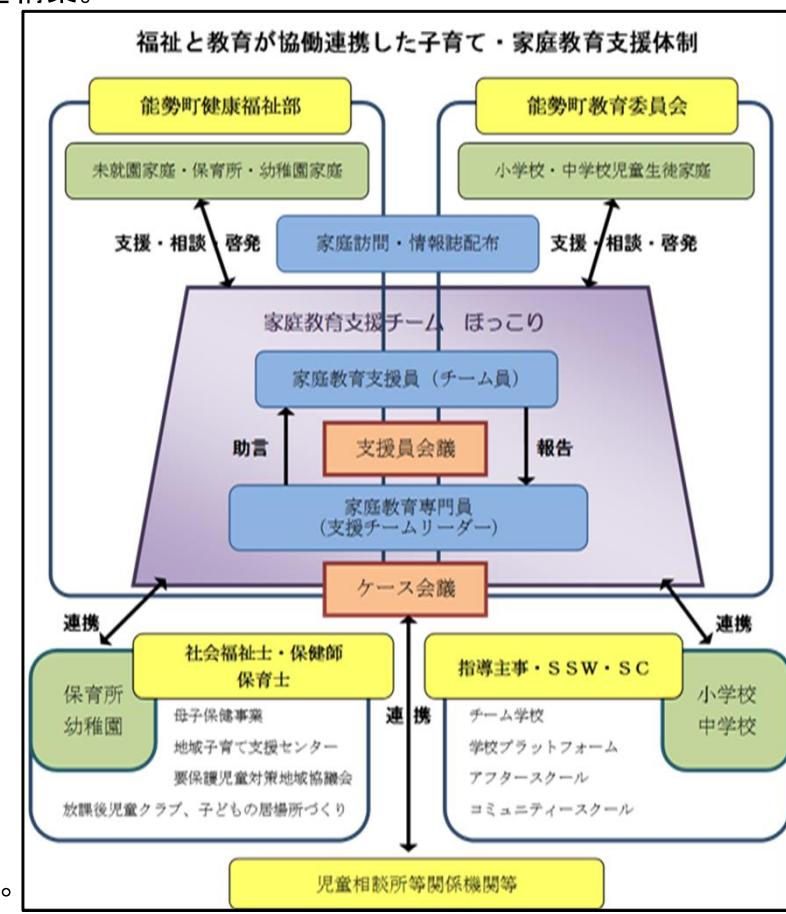
- ◆ 妊娠期から学齢期まで切れ目のない支援を提供するため、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の機能を有する「子どもの未来応援センター」を設置し、保護者からの相談窓口を一本化。
- ◆ 同センターに家庭教育支援チームを配置し、全戸訪問や講座等を行い保護者とのつながりを構築。

【内容】

- ・保護者からの相談窓口を一本化するとともに、チーム員が学期に1回、家庭教育情報誌の配布等と併せて就学前児童(5歳児)及び小学校(1~5年)の全家庭を訪問することにより、保護者との「つながり」を構築。
- ・福祉と教育が協働・連携した子育て・家庭教育支援体制を構築。
 - ◆子どもが創る明るい未来推進会議(全体レベル)(年2回)
 - ・構成:健康福祉部(子育て支援・児童福祉・母子保健・要対協)、教育委員会(社会・学校教育)、家庭教育支援チーム等
 - ◆小・中支援連携会議(現場レベル)(年3回)
 - ・構成:児童生徒支援加配教諭、SSW、教育委員会指導主事、家庭教育専門員、福祉担当
 - ◆子どもの未来応援センター担当者連絡会議(現場レベル)(毎月1回)
 - ・構成:子育て支援担当、福祉担当、母子保健担当、要対協担当、家庭教育専門員
- ・町内の学校において、スクリーニングシートを活用し、すべての児童生徒から気になる子供をピックアップし、適切な支援や対応につなげる取組を試行的に実施。
- ・教育委員会と福祉部局のデータ突合(子ども家庭総合支援拠点の「実情の把握」という業務において、学校版スクリーニングシートを収集し、福祉版スクリーニングシートと突合する。突合の結果、顕在化した「気づき」や「変化」について教育委員会と福祉部局が連携し、事前予防型支援につなげる取組を試行的に実施(※)。
※このために必要となる個人情報の目的外利用又は外部提供について、町の個人情報保護審査会から認められたもの。

【主な効果】

- ・家庭の状況や保護者との対話から、家庭が抱える課題を早期発見できた。
- ・講座「親学習」により、子育てに対する関心、意欲向上につなげることができた。
- ・個別の家庭を養育支援訪問や児童家庭相談等に円滑に引き継ぐことができた。



家庭教育支援チームと子育て世代包括支援センター等との連携事例

～共通のメンバーを配置し連携強化を図る～(大阪府大東市)

【概要】

- ◆ 子育て世代包括支援センター「ネウボランドだいとう」を開設し(平成30年8月)、妊娠・出産期から概ね18歳までの幅広い期間における包括的な支援を実施。センターに家庭教育支援チーム員でもあるスクールソーシャルワーカー(SSW)を配置することで、連携強化を図りながら保護者に寄り添う支援を実施。

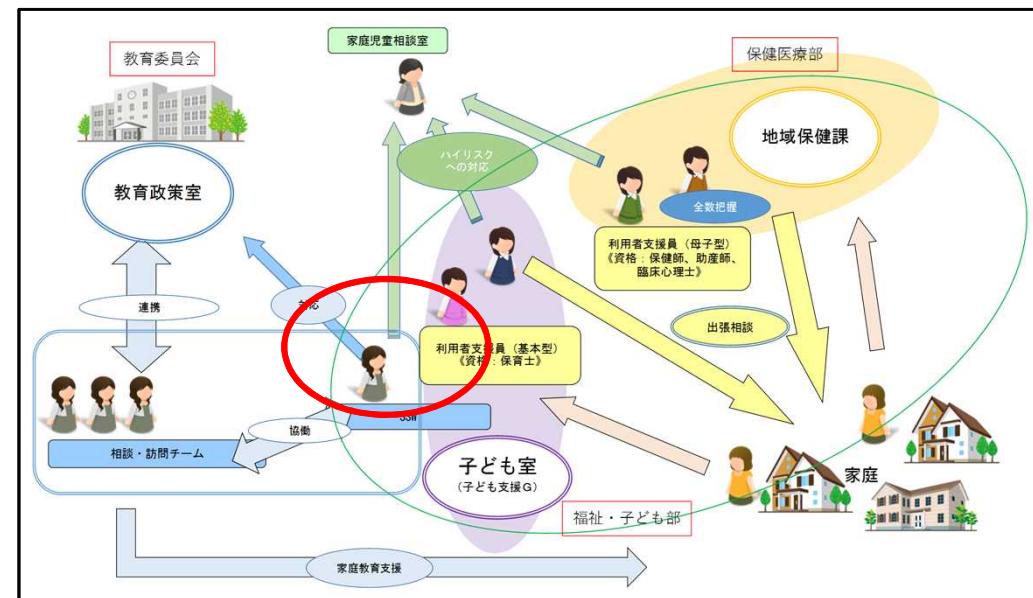
【内容】

- ・ 子育て世代包括支援センター「ネウボランドだいとう」に子育てに関する情報相談窓口を一本化し、母子保健、子育て支援、学校教育の連携により、妊娠・出産期から子どもが概ね18歳になるまでの幅広い期間における切れ目がない相談支援を実施。センター内に SSW(家庭教育支援チーム員)を常時配置(市内計8名のSSWが交代で配置)し、就学年齢を含めた対応を行っている。
- ・ 家庭教育支援の取組として、小学1年生全児童の家庭を対象に、小学校区単位で編成した相談・訪問チーム(SSW・民生委員・児童委員・青少年指導員・市民サポートー)が家庭を訪問し、相談対応等の支援活動を実施。
- ・ 市内全小学校区(12箇所)でサロン「いくカフェ」を開催。保護者が気軽に子育てなどについて話すことのできる場所として、地域や保護者同士のつながりづくりを実施。

「ネウボランドだいとう」の実施体制

【主な効果】

- ・ センターの同じフロアに保健師、保育士、SSW等が同席し、ともに仕事をしているため、密な連携状態で相談対応が可能。
- ・ 学校外での児童の様子により気になる児童を発見することでき、家庭の支援につながった。
- ・ 保護者の話を丁寧に聞き取ることができ、保護者の悩みや不安の軽減が図れた。
- ・ 課題を抱える家庭の状況に関する情報の量、質ともに高まった。



家庭教育支援チームと子育て世代包括支援センター等との連携事例

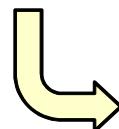
～連携により切れ目のない支援を実現～(秋田県男鹿市)

【概要】

- ◆ 子育て経験者をはじめ、子育てサポーター、読み聞かせサポーター、元保育士、主任児童委員など様々な立場の方で構成される「男鹿市家庭教育支援チーム」が、「おがっこネウボラ(男鹿市妊娠・出産・育児包括支援拠点)」と連携し、子育てに関する交流機会や講座等の提供を推進。

【活動内容例】

- ・チームと保護者がお茶を飲みながら家庭教育や子育てについて気軽に語り合う交流の場(お茶っこサロン)を開設。保護者から生の声を聴き、以後の活動に活用。
- ・外部講師による家庭教育に関する学習機会や情報の提供(子育て元気アップ講座)を実施。お茶っこサロンであがった悩みなど、参加者が日々抱える課題に即した内容で実施。



- 上記の交流機会や講座の開催に当たっては、チームと「おがっこネウボラ」の職員と連携し、講演や相談、情報共有が気軽にできる関係を構築。
- 連携した取組として、「おがっこネウボラ」の臨床心理士を講師に迎え、子育てをする中で起こるイライラの対処法に関する講座等を開催。

【主な効果】

- ・主に産前から未就学児を対象とする「おがっこネウボラ」と、主に就学後を対象とする家庭教育支援チームの連携により、切れ目のない支援とWIN-WINの関係を実現。
- ・育児や家庭教育に関する情報の収集、共有ができる場の提供が可能となった。
- ・困ったときに気軽に相談ができる体制づくり。
- ・親同士の子育て仲間づくり支援。
- ・学んだことをアウトプットしたり、感想を共有する場の提供。
- ・チームから一方向の情報提供ではなく、保護者参加型の双方向による情報発信。



「子育て元気アップ講座」の様子

貧困家庭等の子どもの学習支援について

課題：貧困家庭等の子どもの学習支援

【現状と今後の課題】

貧困家庭等の子どもの学習支援については、生活困窮者自立支援法に基づく事業、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく事業、地域未来塾等があるが、子どもへの必要な支援を行き届かせる観点や、より効果的な事業の実施といった観点から、

- ・福祉部局が行う学習支援事業と教育委員会、教育委員会が行う学習支援事業と福祉部局との連携
 - ・同一自治体において複数の学習支援事業を実施する際の連携
- 等に課題がある。

【事例①：生活困窮者自立支援制度の学習支援事業と教育委員会との連携事例（大阪府茨木市）】

- 生活困窮者自立支援制度の学習支援事業について、市内全域での実施により、各学校との関係性を構築。
- 対象者選定方法において、学校が対象者を選定する「校長推薦」枠を設け、「生活保護世帯」「ひとり親世帯」以外の世帯に属する子どもについても参加が可能な体制を構築。

【事例②：地域未来塾と福祉部局との連携事例（鳥取県）】

- 「子どもの学びの環境等低所得者対策連絡会議」を設置し、県、市町村の福祉部局や教育委員会が連携して子供の貧困対策に総合的に取り組むための施策を検討。
- 学習支援に関する研修会を福祉部局と教育委員会が交代で開催し、行政担当者のみならず社会福祉協議会、子ども食堂関係者、学習支援ボランティアなど幅広い関係者を対象として事業に関する情報を共有。

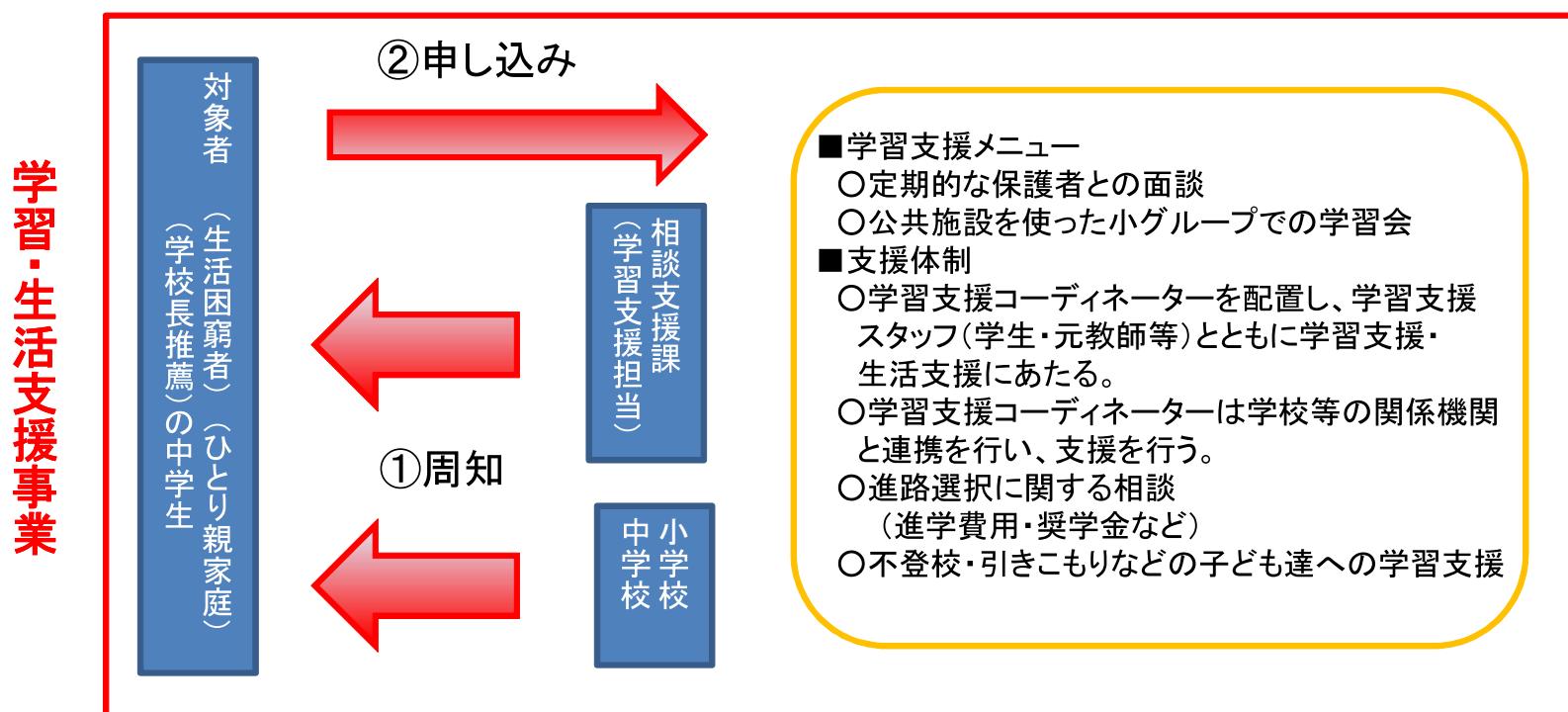
【事例③：生活困窮者自立支援・ひとり親家庭支援の学習支援事業の連携事例（三重県桑名市）】

- 生活困窮者自立支援制度の学習支援事業とひとり親家庭学習支援事業を一体実施（市社協へ委託）。
- 子ども（支援対象者）とボランティア（支援者）の間に「学習支援コーディネーター」を配置することにより、人材が「奪い合い」にならないほか、コーディネーターが家庭と繋がることにより家庭全体を支援。
- ひとり親家庭から、自立相談支援機関に円滑に繋がる。

生活困窮者自立支援制度の学習支援事業と教育委員会との連携事例(大阪府茨木市)

取組概要

- 平成27年度から子どもの貧困対策事業として生活保護世帯・ひとり親家庭などに属する中学生を対象に拠点型学習支援「学習・生活支援事業」を開始。
- 平成29年度より学習会場を拡充(4カ所→6カ所)。生活困窮者自立支援制度の学習支援事業と位置づけ、市内全域での実施により、各学校との関係性を構築する。
- 対象者選定方法において、学校が対象者を選定する「校長推薦」枠を設け、「生活保護世帯」「生活困窮世帯」「ひとり親世帯」以外の世帯に属する子どもについても参加が可能な体制を構築。



メリット

- 「校長推薦」枠を通じ、事業実施に関して教育機関も主体的な役割を一部担うことで、福祉部門と教育機関との実質的な連携体制を構築。

教育委員会と福祉部局が連携して実施する学習支援充実事業(鳥取県)

概要

- 低所得者対策(子供の貧困対策)としての学習支援について、教育委員会と福祉部局が連携して事業に取り組む。

※鳥取県HPと聞き取りで作成

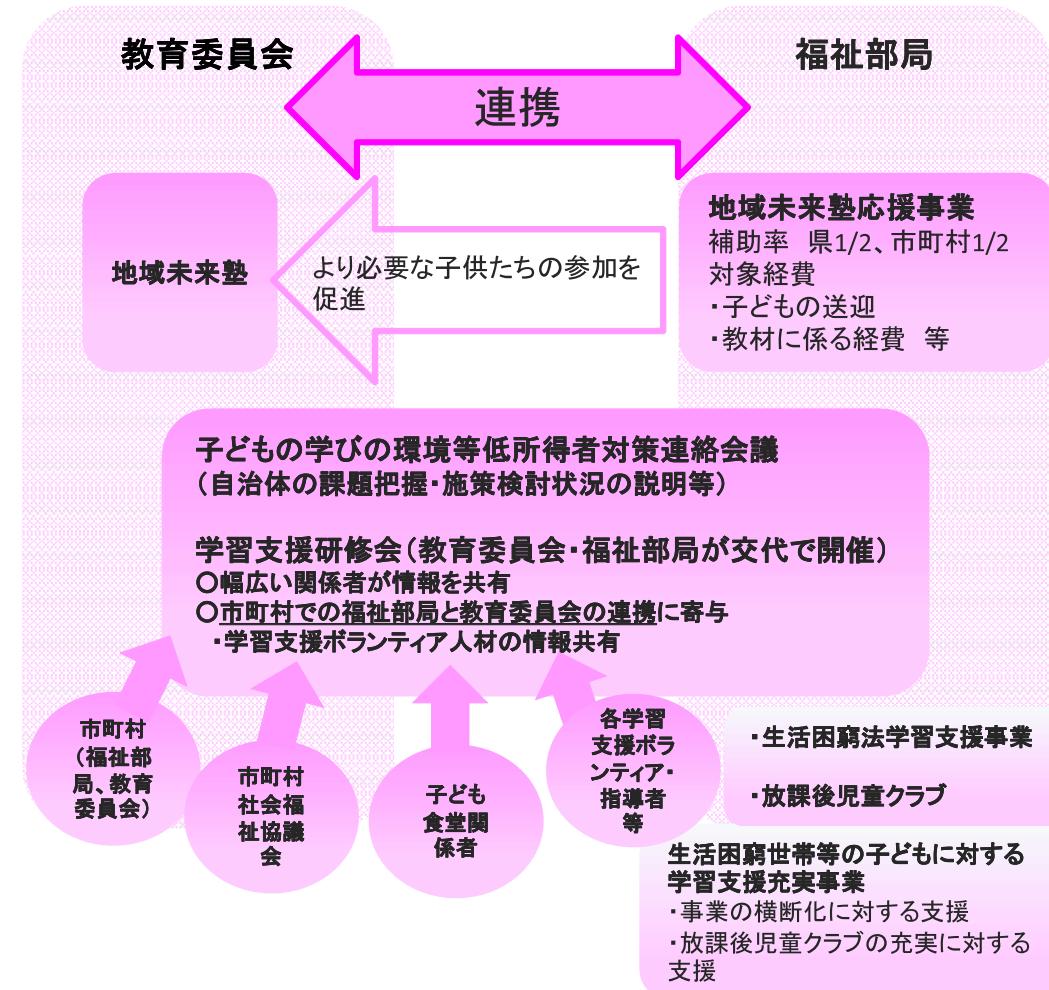
背景・目的

- 県内の生活保護世帯、ひとり親家庭の子供の進学率を向上させることにより、貧困の連鎖を防ぐ
- 経済的な環境によって学習環境が左右されることがないよう、地域で学習支援が受けられる環境を整備する
- 平成27年3月に「鳥取県子どもの貧困対策推進計画」を策定
- 生活困窮者向け学習支援実施市町村数を平成31年度までに県内全市町村で実施する目標に向け、教育・福祉連携事業等を総合的に推進

具体的な取組とメリット

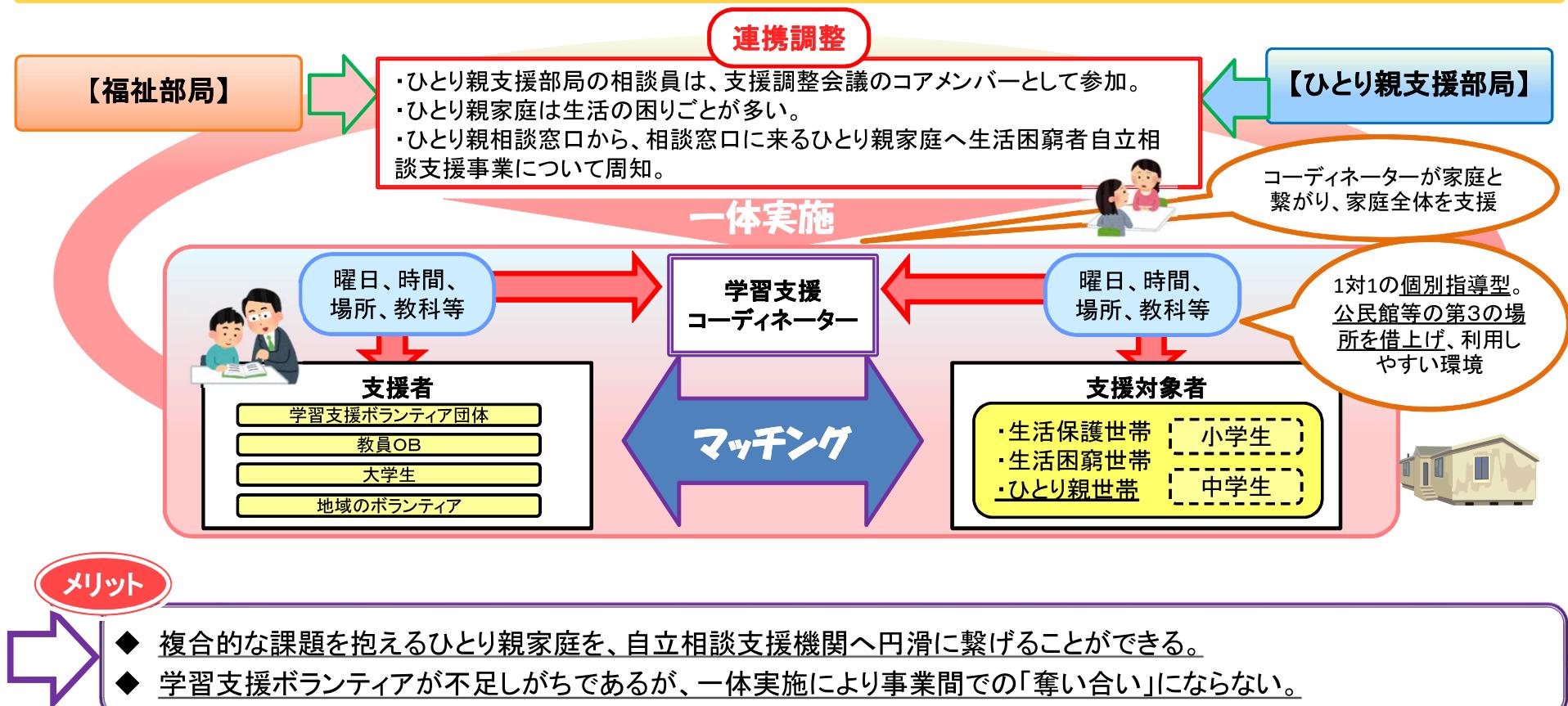
- 「子どもの学びの環境等低所得者対策連絡会議」の設置
県、市町村の福祉部局や教育委員会が連携して子供の貧困対策に総合的に取り組むための施策を検討。
- 学習支援に関する研修会を実施
福祉部局と教育委員会が交代で開催し、行政担当者のみならず社会福祉協議会、子ども食堂関係者、学習支援ボランティアなど幅広い関係者を対象として事業に関する情報を共有している。
→ 市町村の教育委員会と福祉部局の担当者の連携に寄与しており、各事業の学習支援ボランティア人材に関する情報共有にもつながっている
- 地域未来塾と地域未来塾応援事業の連携
地域未来塾事業では対象とならない経費を補助することで学習環境を整備。
→ より必要な子供たちに対して地域未来塾への参加を促す
- 教育委員会の職員に子どもの貧困対策を所管する福祉部局との併任発令及び教員の当該部局への研修派遣
→ 教育委員会と福祉部局の連携強化・課題共有

子供の貧困対策としての学習支援



生活困窮者自立支援・ひとり親家庭支援の学習支援事業の連携事例(三重県桑名市)

- 桑名市では、平成27年度より、生活困窮者自立支援制度の学習支援事業とひとり親家庭への学習支援事業を一体実施(市社協へ委託)。生活保護世帯、生活困窮世帯(福祉事務所長が認める者)のほか、ひとり親世帯の子どもも学習支援事業の支援対象。
- 子ども(支援対象者)とボランティア(支援者)の間に「学習支援コーディネーター」を配置。日時・場所・教科等をマッチングし、個別指導型の支援を実施。併せて、学習支援コーディネーターが家庭と繋がり、家庭全体を支援する方法をとっている。



困難を抱えた家庭等への対応に関する 学校と福祉関係部局の連携について

課題：困難を抱えた家庭等に対する教育と福祉の連携

【現状と課題】

- ・保護者からの暴力、ネグレクトなどの困難を抱えた家庭等に対しては、児童虐待を発見しやすい立場にいる学校をはじめとする関係機関と児童相談所や市町村が緊密に連携し、早期発見・早期対応を行うことが重要。
- ・そのために、「児童虐待防止対策の抜本的強化」等について着実に実施できるように努めていくことが必要。
- ・加えて、現場の実情を十分に認識・共有する機会が十分ではないことから、平時から人事交流を行い、教職員が児童相談所職員や人事交流経験者等から児童相談所における児童虐待対応について学ぶ機会を設けることも必要。

【事例：東京都（足立区皿沼小学校）の取組】

- ・学校が児童相談所やこども支援センターに通告する前の段階として、スクールソーシャルワーカーが入って、ケース会議や保護者指導、家庭訪問等を実施。
- ・課題を抱える児童に関する情報共有を実施。

事例 東京都(足立区立皿沼小学校)の取組

【取組概要】

- 課題を抱える児童に対する取組としてケース会議や保護者指導、家庭訪問等を実施。
- 課題を抱える児童に関する情報共有を実施。

【取組の具体的内容】

- 毎週1回、管理職を含めた全教職員で、気になる児童に関する情報共有を行っている。また、長期休暇や学年が変わる際には、写真入りで、気になる児童についての情報をとりまとめて共有し、情報を漏れなく引き継いでいる。
- 学校が児童相談所やこども支援センターに通告する前の段階として、スクールソーシャルワーカーが入って、ケース会議や保護者指導、家庭訪問等を行っている。
- 虐待の疑われる事案に対する上記の取組によって、教員の対応能力向上を図っている。

【取組から得られる示唆】

- 児童相談所と学校との役割分担について、双方の強みや児童・保護者との距離感、児童・保護者にとっての助言や援助の受け入れやすさ等の観点から検討し、相互に共有することが重要。
- 児童相談所と学校双方の間での顔の見える関係、コミュニケーションの取りやすい関係構築が重要。

母子保健等と学校保健の連携強化について

課題：母子保健と学校保健の効果的な情報共有のあり方

【現状と課題】

- ・学校保健分野の健康情報については、幼稚園（保育園を除く）から大学までは進学及び転学の際に情報を連携することが法令上規定されており、詳細な情報については、保護者の同意を得たうえで前所属先に照会を行っている。
- ・一方、乳幼児健診や訪問等で把握した健康情報について、利活用の方法も含め、母子保健分野から学校保健分野への効果的な情報共有体制が構築されていない。

【事例①：三重県名張市の取組】

各保育所等において、具体的な支援方法を記載した「支援の移行シート」を作成し、これまでの保育所等における支援内容を小学校に引き継いでいる。
就学後も定期的な巡回を行うことで、適切に支援が引き継がれているかの確認と、必要時に関係機関との連携を取ることができる。

【事例②：福岡県宗像市の取組】

乳児期から就学前までの母子保健事業（各種健診や訪問等）に加え、発達支援センターでの関わりや保育所等での様子を含めた情報に基づいて就学時健診を行い、各小学校と合同カンファレンスを実施。
各種健診情報に基づいて就学前に各小学校と情報共有を行うことで、就学後、より綿密なフォローが可能となる。

取組事例①: 三重県名張市

【取組概要】

保育所等で加配保育士対応で支援している児等については、名張市個別乳幼児特別支援事業の中で、平成19年度より支援計画を策定・支援しており、平成20年度入学児より「個別の就学支援ファイル」による情報提供を行っている。

さらに、平成24年度から5歳児健康診査を開始したが、支援が必要とされた児が小学校入学となる平成26年度入学児より「支援の移行シート」を作成し、保育所等での関わりを学校に情報提供する仕組みを構築した。

「支援の移行シート」「個別の就学支援ファイル」により、就学前の健康情報や子どもの特性に応じた具体的な支援が引き継がれるとともに、シート等の作成にあたっては保護者も内容を確認することにより、学校、保育所等と保護者が同じ認識を持つことができる。

「支援の移行シート」の活用件数は平成26年度入学児は27人であったが、平成28年度入学児は118人であり、情報共有・連携する件数が増加している。

【取組の具体的内容】

母子保健部門 小学校・教育委員会 発達支援部門 ***赤囲み部分が主な連携事例**

乳幼児健康診査
(1.6歳・3歳)

・母子保健法に基づく乳幼児健康診査を実施し、発達に支援が必要な児及びその保護者に対するフォローアップ教室を実施。

5歳児健康診査
(年中児)

・3歳児健康診査では気づきにくい社会性の発達や集団生活における困難感が出てくる時期であるため、子どもの発育発達の確認や、育児支援のため発達支援部門が実施主体となり5歳児健康診査を実施。

保育所等巡回
(年長児)

・就学に向けて、保健師、保育士、教員、心理職が巡回し、5歳児健康診査後の子どもの様子を確認・情報共有するとともに、就学時に引き継ぎが必要な児について、最終確認を行う。

就学時健診・
就学前の情報共有

・各保育所等が「支援の移行シート」に児の基本的な情報に加え、具体的な支援に必要な手立て(好きなこと・得意なこと。嫌いなこと・苦手なこと、それに対する配慮。コミュニケーションとそれに対する配慮。予想される就学後の姿、支援の必要な場面と支援の方法、保護者の願い等)を記載し、これまでの保育所等における支援の内容を学校へ引き継ぐ。
・記載された内容は保護者にも確認してもらうため、保護者と保育所・学校が課題認識を同じくすることができる。
・「支援の移行シート」の記載にあたっては、各保育所等が行い、子ども発達支援センター職員(保健師、教員、保育士、心理職)も確認する。
・特別支援学級・特別支援学校入学児等については「個別の就学支援ファイル」にて引き継ぐ。

小学校・中学校
定期巡回

・子ども発達支援センターが各小学校の1年生及び個別乳幼児特別支援事業の1,2年生を巡回し、子どもの様子の確認と、「支援の移行シート」等について、担任やコーディネーター教員に聞き取りを行う。
・子ども発達支援センターが中学校を年1回巡回し、子どもの様子を確認している。

取組事例②: 福岡県宗像市

【取組概要】

平成16年度から乳幼児健康診査を通じた発達障害等の早期発見・早期支援に取り組む中で、母子保健のみでなく、保育所等や学校との連携を推進する必要性が生じた。

乳児期から就学前の母子保健事業(各種健診、訪問等)に加え、発達支援センターでの関わりや保育所等での様子を含めた情報に基づいて就学時健診を行うとともに、各学校教員、教育委員会、母子保健担当、発達支援センターが合同でカンファレンスを実施し、支援が必要な児について、就学予定の学校へ情報提供を行っている。

就学予定の学校は、情報に基づき就学前に保育所等へ訪問することにより、より具体的な支援について事前に保育所等と相談することができ、就学後の子どもと家庭の支援に役立てている。

各種健診情報等に基づいて就学前に母子保健、保育所等、発達支援センター、各小学校が情報共有・連携を行うことで、就学後に、切れ間のない支援が可能となる。連携件数は年々増加しており、平成28年度は実350件、延2,500件となっている。

また、保育所等と学校が保幼小連絡会(年1回)を開催し、全ての児についての情報共有を行っている。

【取組の具体的内容】

母子保健部門

小学校・教育委員会

発達支援部門

※赤囲み部分が主な連携事例

乳幼児健康診査
(1歳・3歳)

・母子保健法に基づく乳幼児健康診査の実施、及び発達に支援が必要な児及びその保護者に対するフォローアップ教室を実施。

保育所等巡回
(全園児対象)

・保育所等との情報共有・連携が重要であることから、保育士等の支援を目的に、全ての就園児を対象として各保育所等の巡回相談を実施。

年中健診
(満4歳児)

・就学時健診までの空白を埋め、子どもの健康増進や社会性、成長発達の確認、育児支援の推進の充実が目的。医師会と保育所・幼稚園連盟、行政が一体となって実施。

就学時健診
(カンファレンス)

・母子保健事業(各種健診、訪問等)の結果をはじめ、母子保健部門、発達支援センターと保育所等での様子を含めた健康情報や支援状況について情報提供。
・就学時健診後のカンファレンスでは、母子保健部門、教育部門、発達支援センター職員により就学後に支援が必要な児についてリストアップを行い、就学予定先の小学校と情報共有を行う。

保育所等見学
(就学前)

・就学時健診後のカンファレンスで作成されたリストをもとに、発達支援センターと就学予定の校長や特別支援コーディネーター、養護教諭が保育所等を巡回し、子どもの様子を確認するとともに、保育士等と具体的な支援内容について情報交換。

幼保小連絡会

・保育所管課が開催する「幼保小連絡会」(概ね年1回)において、全ての児に対する情報共有を行う。
・就学後も発達の評価が必要な場合等、学校、母子保健部門、発達支援センターが連携して支援を実施。

課題：生活保護受給世帯の子どもの健康管理における教育機関との連携のあり方

【現状と課題】

- ・生活保護受給世帯の児童・生徒のなかには、学校健診で医療機関への受診を勧告されたにも関わらず、医療機関を受診していない者がいる。
- ・一部の自治体においては、医療機関の受診が確認されない児童・生徒の世帯に対して、福祉事務所のケースワーカーが、家庭訪問等により生活状況を確認のうえ、受診するよう指導しており、なかにはネグレクト等が疑われるケースがあった。
- ・ただし、現状、学校健診後の受診状況について、多くの自治体においては、個人情報保護の観点からも、教育現場と福祉事務所の間で、情報共有※されていない。
※情報共有には、県の福祉事務所と、市町村の教育委員会といった、異なる行政区域の部局間も想定される。

【事例：広島県福山市の取組】

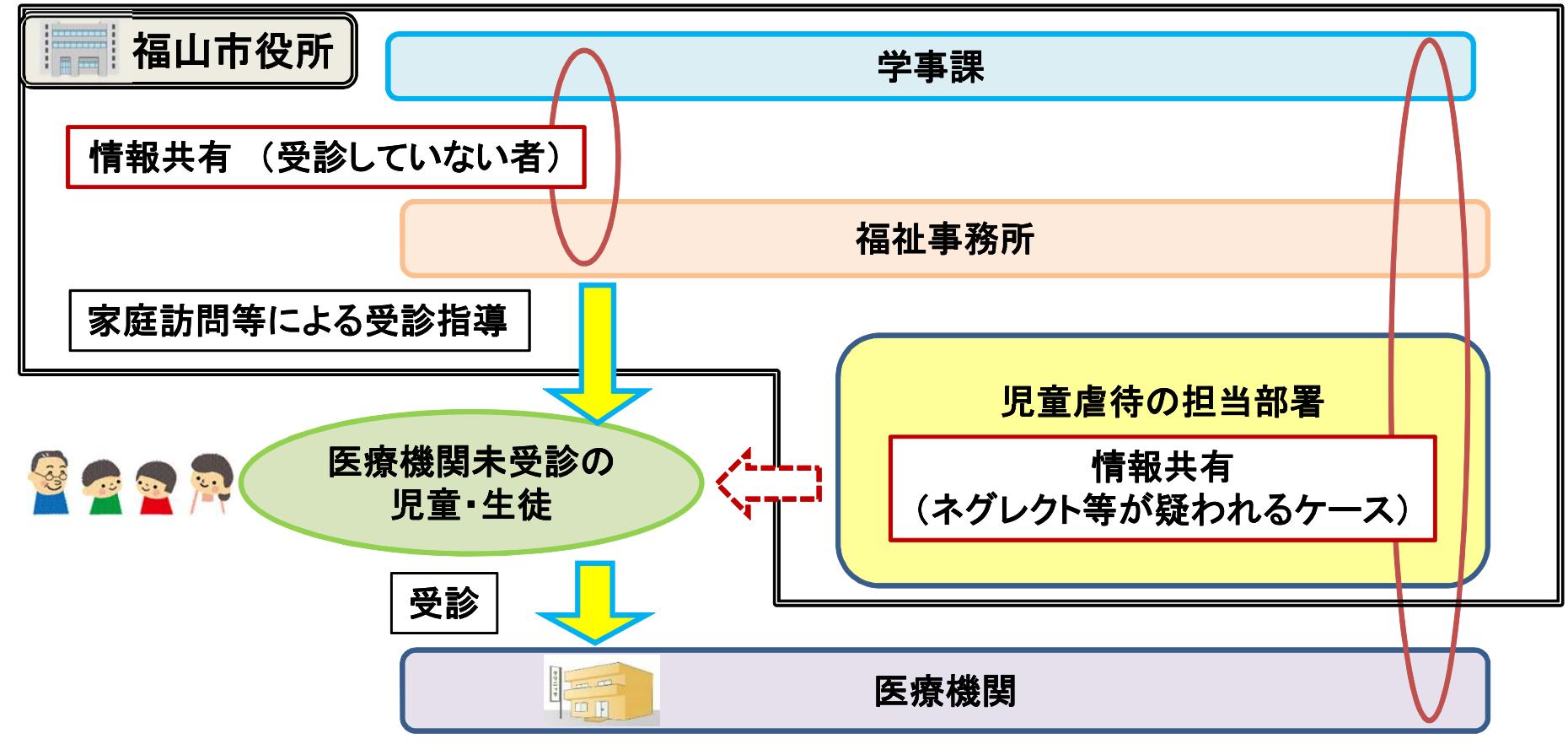
- ・福山市の福祉事務所は、学校健診で医療機関への受診を勧告されたにも関わらず、医療機関を受診していない生活保護受給世帯の児童・生徒を把握するため、同市の学事課と以下の者のリストを共有している。
 - (1)学校保健安全法に基づき、就学援助に係る医療券を発行した者
 - (2)医療機関からの診療報酬請求に対して支払いがなされた者(通院し治療が完了した者)
- ・受診が確認されない児童・生徒の世帯に対して、福祉事務所のケースワーカーが、電話や家庭訪問による生活状況等の確認を行い、本人と保護者に医療機関を受診するよう指導している。
- ・ネグレクト等が疑われた場合は、自立支援担当の部署が関係各部署と情報共有しながら対応している。

取組事例: 広島県福山市

【取組概要】

- 福山市の福祉事務所は、学校健診で医療機関への受診を勧告されたにも関わらず、医療機関を受診していない生活保護受給世帯の児童・生徒を把握するため、同市の学事課と以下の者のリストを共有している。
 - 学校保健安全法に基づき、就学援助に係る医療券を発行した者
 - 医療機関からの診療報酬請求に対して支払いがなされた者（通院し、治療が完了した者）
- 受診が確認されない児童・生徒の世帯に対して、福祉事務所のケースワーカーが、電話や家庭訪問による生活状況等の確認を行い、本人と保護者に医療機関を受診するよう指導している。
- ネグレクト等が疑われた場合は、自立支援担当の部署が関係各部署と情報共有しながら対応している。

【取組の具体的内容】



障害を持った児童生徒に対する支援について

福祉機関の専門的知見を活用し、教員の専門性向上を図った事例(大阪府高槻市)

取組概要

社会福祉法人の職員から、福祉の専門家の立場として指導・助言を受けることで、特別支援教育に関する教員の専門性の向上を図るとともに、指導的立場に立つ教員を養成し、市における教員の専門性向上の仕組みを構築した。

課題認識

発達障害の可能性のある児童生徒の在籍が増える中、教員の障害に対する理解や対応が不十分であり、また、理解促進のためには、講義等による研修だけではなく、実技やOJT形式での指導を行うことが望ましいのではないか、との認識。

課題を克服するための実践

■福祉機関の専門性を活用した教員の育成(H14年～)

- ・社会福祉法人職員による学校の巡回指導・相談の実施。
- ・「リーダーズ研修」の実施。
 - ①自閉症の理解等の講義、自閉症の特性に応じた自立課題作成のための実技研修の実施。
 - ②発達検査(スクリーニング)の基礎の取得。
- ・個別の教育支援計画の作成に関する研修の実施。

立つ
指導的立場
教員の育成



(テーマ別研修の様子)

■リーディングチームの立ち上げ(H15年～)

リーディングチーム：専門性のある教員(特別支援学級担任、通級による指導の担任)によるチーム

- ・学校からの依頼を受けて当該校を訪問し、指導する。
- ・通常の学級や特別支援学級の指導・支援について、教員に対し指導・助言を行う。

→リーディングチームによる教育相談を通して、児童生徒を見る視点や実態把握の方法など教員のスキルアップを図った。



巡回指導による助言等を反映した取組例
(立って靴を履くために、手を置く位置の目安を設置)

■リーディングチームの具体的な取組み

- ・テーマ別研修の開催
リーディングチームと有識者が教員に対して研修を実施し、実践的指導方法を身につけ、専門性や指導力の向上を図る。

・療育の専門家との巡回指導

リーディングチームと療育の専門家が、学校を巡回し、教員等に対して、指導・助言等を行うことで、発達障害のある児童生徒に対する支援の充実を図る。

学校と障害児通所支援事業所等との連携の実践事例(鹿児島県霧島市)

取組概要

教育・福祉関係者の合同研修の実施や、学校と放課後等デイサービス等障害児通所支援事業所(以下、放デイという。)の情報交換会の開催など、分野を超えた関係作りを進め、学校と放デイが年間を通して児童生徒を協働で支援する体制を構築する実践研究を行った。

※文部科学省委託事業:放課後等福祉連携支援事業(期間:平成29-30年度)

課題認識

従来、小・中学校における発達障害の可能性のある児童生徒に対する支援については、特別支援学校の巡回相談等を活用して充実を図っていたが、児童生徒への支援が多岐にわたり、また、特別支援学級の増加により十分な経験のない教員が担当となるケースが出てきている状況を踏まえ、福祉機関との連携により、専門的な立場からの指導・助言を得ながら支援の充実を図っていく必要がある。

課題を克服するための実践

関係作りの場の設定の工夫

- ・発達障害についての職員の理解を促すため「教育・福祉合同職員研修」(年4回)を実施し、学校の教員が福祉の専門家から学べる機会を設けるとともに、**合同研修会の後に、学校と放ディの情報共有の機会を設定**。
 - ・小・中学校の教員及び放ディの職員の多くが参加する「講演会・実践報告会」(年1回)を開催し、**報告会の後に、「学校・放ディ・相談支援事業所等との情報交換会**」を設定。

※「学校・放デイ・相談支援事業所等との情報交換会」

相談支援事業所が、学校と放デイ、保護者との連絡調整の役割を担う。

(情報交換会開催までの流れ)

- ①学校・放デイは、それぞれ保護者と教育相談等を実施し、情報交換会の実施について保護者の同意を得た上で、情報交換申込用紙(様式A)を相談支援事業所に提出する。
 - ②相談支援事業所は、学校、放デイ、保護者と連絡を取り、情報交換会の日程調整を行う。
 - ③情報交換会の実施(双方の個別の教育支援計画、個別の指導計画を持ち寄る)
 - ④情報交換会を踏まえて決定した役割、指導、支援の方向性について、学校・放デイより保護者に共有する。(様式B)

→研修など、関係者が集まる機会に合わせて情報交換の場を設けることで、別途日程調整する負担を削減した。

学校と放ディとの連携会議の実施(研究事業実施校:霧島市立国分西小)

- ・夏季休業中に、複数の事業所と同一日に実施し、複数の事業所を利用している児童生徒について、同時に話し合いができるように実施

(連携会議の様子)



医療的ケア児への支援における 多分野の連携強化について

地域の医療機関との連携の下、医療的ケアの体制を構築した例(愛知県刈谷市)

刈谷市教育委員会と地域の病院（医療法人豊田会刈谷豊田総合病院）が協定を結び、市立刈谷特別支援学校における医療的ケアの体制（出向による看護師の配置や指導医の委嘱など）を構築

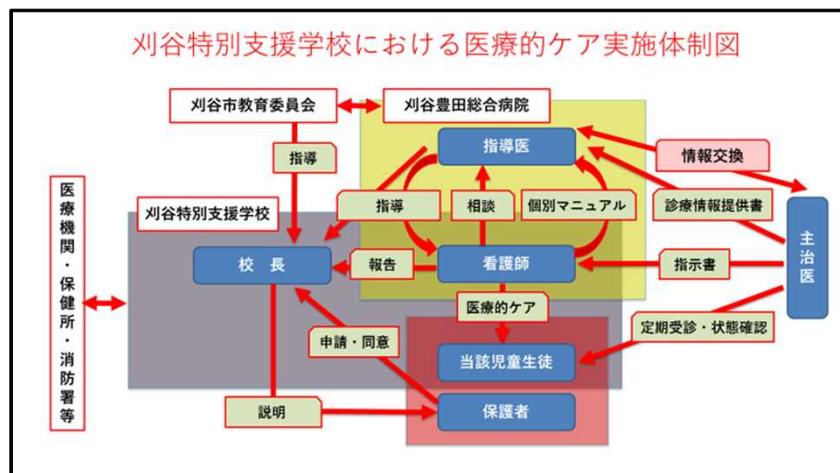
(1) 出向による看護師の配置

⇒ 医ケア児11名(H30)に対して、3名の看護師（管理職1名、常勤1名、非常勤1名）が出向

(2) 医療的ケア指導医と主治医、学校の連携

⇒ 指導医が勤務する病院と、看護師の出向元の病院が同じであることから、保護者が医療的ケアの申請に当たつて、指導医の受診をする際、医療的ケアを行うことになる看護師が同席可能。

また、主治医による看護師への指導や事前研修のほか、医療的ケアの試行期間の設定が省略できる。



刈谷市における申請手続きの流れ

- ①保護者への事前説明(学校)
 - ②指示書を添えて校長に申請(保護者)
 - ③指導医への受診(保護者)
 - ④個別マニュアルの作成(学校・看護師)
 - ⑤校内委員会で協議(校長)
 - ⑥実施の可否決定の保護者への通知(校長)
 - ⑦校長への同意書の提出(保護者)
 - ⑧医療的ケアの実施

【学校における医療的ケアに関する基本的な考え方】

学校で医療的ケアを行う場合には、教育委員会において、看護師等を十分確保し、継続して安定的に勤務できる体制を整備するとともに、各学校に医療的ケア児の状態に応じた看護師等の適切な配置を行うこと。また、各学校においては、看護師等を中心に教職員等が連携して医療的ケアに当たること。

「学校における医療的ケアの今後の対応について」(平成31年3月20日付け30文科初第1769号初等中等教育局長通知)

教育委員会において医療的ケア児に関する総括的な管理体制の構築に取り組んだ例(岡山県)

岡山県教育委員会においては、総括的な管理体制を構築するため、学識・医療・保健・福祉・教育等の関係者を委員とした運営協議会を設置し、全県的な視点で特別支援学校における医療的ケアの在り方を検討。 ⇒ 平成30年度は人工呼吸器使用児童生徒への対応などについて協議

【所管事項】

- (1) 特別支援学校における医療的ケアを必要とする児童生徒の教育対応に関すること
- (2) 医療・保健・福祉関係機関との連携に関すること
- (3) 医療的ケアの実施に係る校内体制の在り方に関すること
- (4) 特別支援学校における日常的・応急的対応の範囲に関すること
- (5) 看護師及び教員に対する医療的ケアの実施に係る研修の在り方に関すること
- (6) その他特別支援学校における医療的ケアの実施体制の整備に関すること

【構成メンバー(H30)】

| | |
|---------|---------------------|
| 学識経験者 | 1名 (大学教授) |
| 医療関係者 | 5名 (県医師会、県看護協会など) |
| 保健福祉関係者 | 1名 (県保健福祉部) |
| 教育関係者 | 2名 (県教育委員会) |
| 保護者 | 1名 |
| 学校関係者 | 7名 (特別支援学校の校長・養護教諭) |

＜平成30年度の開催状況＞

(第1回) 6月25日

- ・ 特別支援学校における医療的ケア実施の状況報告
- ・ 人工呼吸器使用児童生徒への対応
- ・ 気管カニューレ事故抜去時の対応

(第2回) 2月18日

- ・ アクシデント報告と対応の評価
- ・ 人工呼吸器使用児童生徒の通学受入ガイドライン（案）の検討
- ・ 気管カニューレ事故抜去時の対応に関するガイドライン（案）の検討

【教育委員会における管理体制の在り方】

- ② 総括的な管理体制を構築するに当たっては、教育のみならず医療や福祉などの知見が不可欠であることから、教育、福祉、医療等の関係部局や関係機関、保護者の代表者などの関係者から構成される協議会(以下「医療的ケア運営協議会」という。)を設置すること。
- ③ 医療的ケア運営協議会の運営に当たっては、地域の医師会や看護団体などの協力を得て、小児医療や在宅医療における医療的ケアに精通し、学校の環境等にも理解のある医師や看護師等から指導や助言を得たり、構成員に加えたりするなど、医学的な視点が十分に踏まえられるよう留意すること。(略)

「学校における医療的ケアの今後の対応について」(平成31年3月20日付け30文科初第1769号初等中等教育局長通知)

その他参考事例

教育と福祉の融合

第11回子供の貧困対策に関する有識者会議（平成31年3月15日）大阪府箕面市提出資料より抜粋

箕面市では、平成17年、平成28年、平成30年の3度にわたり、組織を改編しました。

そのねらいは、市長部局と教育委員会に分かれていた**子ども関連の施策を教育委員会に一元化すること**です。

（幼稚園・小中学校が教育委員会固有の事務のため、市長部局への一元化はできない。一元化が可能なのは教育委員会のみ。）

平成17年4月

保育所、子育て支援センター、児童手当業務を市長部局から教育委員会に移管。

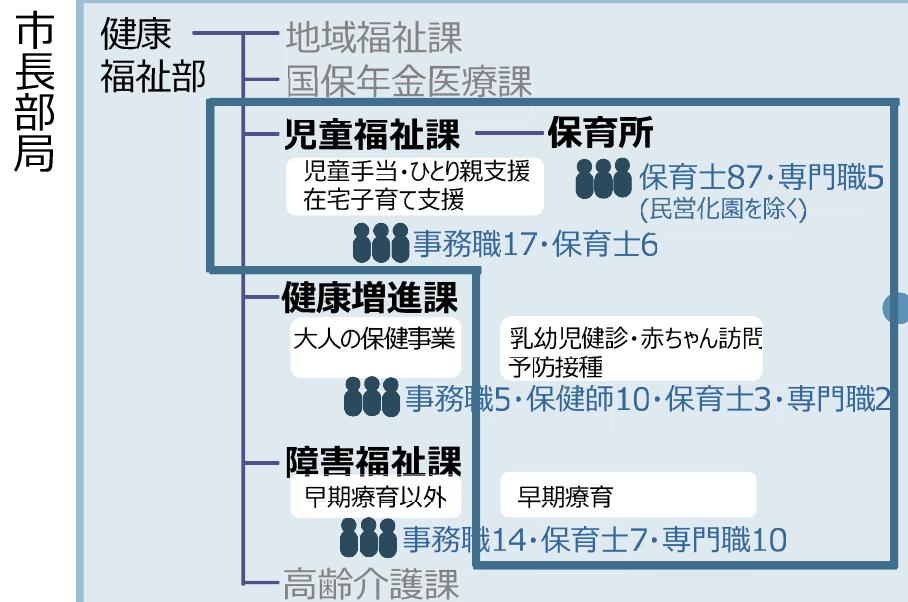
平成28年4月

教委に「**子どもすこやか室**」を設置、**母子保健事業**を市長部局から教育委員会に移管。

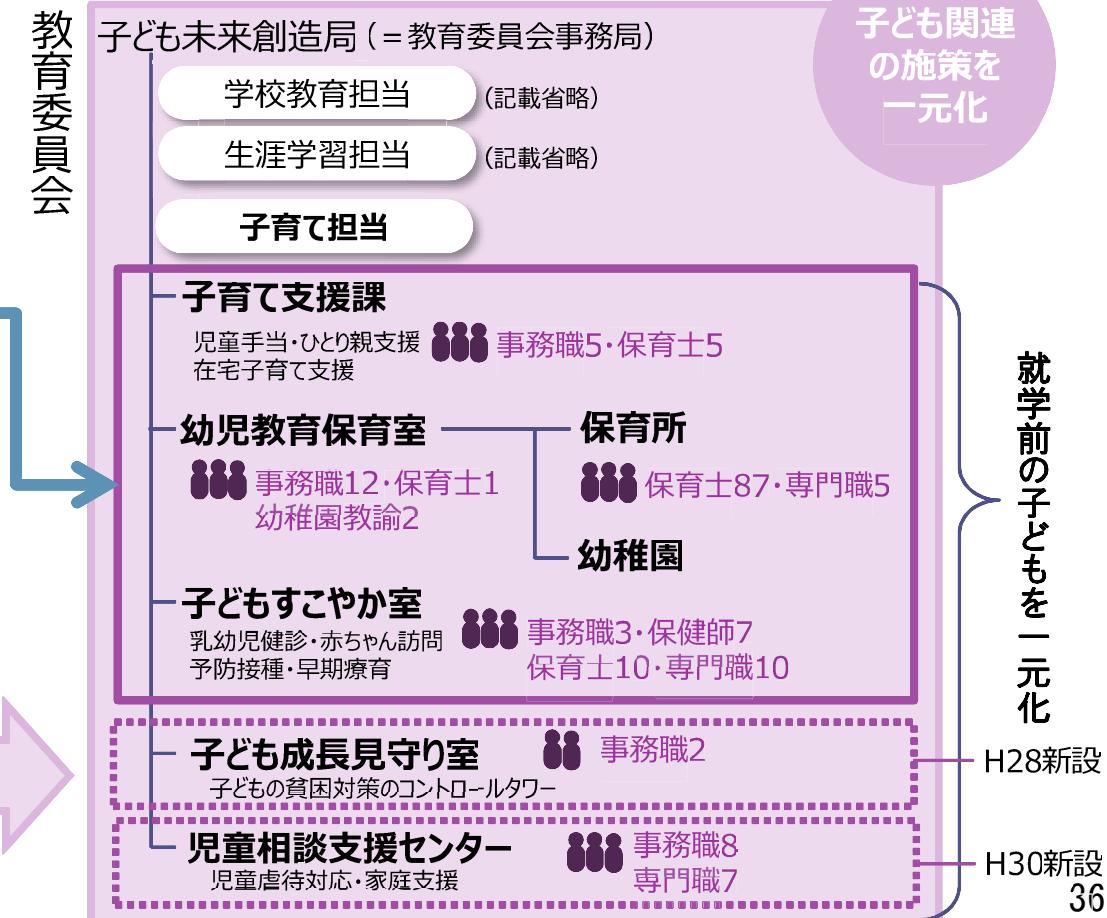
平成30年4月

児童虐待に特化した組織「**児童相談支援センター**」を創設、教育委員会の子育て担当部門に位置付け。

平成16年度（当時）



平成30年度（現在）



教育と福祉の融合の効果

市長部局と教育委員会に分かれていた子ども関連の事業を教育委員会に集めたことにより、これまで断絶していた教育と福祉の世界が「子ども」をキーに融合し、子育て支援と母子保健の融合が進んでいます。

「就学前の子ども」を一元化したことで、**すべての0～5歳児を**
教育委員会で一元的に見る体制へ

幼稚園
2,887人 + 保育所
2,542人 + 在宅保育
2,413人 = 7,842人

乳幼児健診を子育て支援の場に

1歳6か月健診は、94%の子どもが一堂に集まる場です。これまで保健師だけで運営してきた健診を、企画段階から保育士も関わり、ともに実施しています。



保育士が接触機会を持った在宅子育て中の親子の数

子育て支援センターに
自ら来ていた親子のみ → 1歳6か月健診に
来る**親子すべて**
(受診率 94%)

能動的に出かけてくる人だけでなく、在宅子育ても含めて
ほとんどすべての親子に接触機会が持てる

健診の場で行う子育て支援

- * 子どもの年齢に応じた親子遊びの紹介
- * 親子の関わり方や育児負担の軽減のアドバイス
- * 子育てひろばなど、子育て支援の場への誘い掛け

子育て支援に母子保健の目を

子育て支援センターや子育てひろばは、これまで保育士を中心に開催していましたが、現在は保健師がともに実施しています。



保健師が子育て支援の場で接することができた親子の数

約1,080組/年

子育てひろばで行う母子保健

- * 子どもの健康相談、発達相談
- * 保健師による子どもの体のチェックや身長・体重測定
- * 熱中症対策やインフルエンザ予防などの健康教育

高度な専門的知見を持つ保健師などの専門職が、健康・福祉の領域にとどまらず、子育て支援全般に力を発揮できる

子どもの貧困対策を「教育大綱」に位置付け

教育大綱は、平成27年に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、法定で地方公共団体が策定することとされたもの。地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、**首長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、その目標や施策の根本となる方針として首長が定めます。**

箕面市教育大綱には、初年度から「貧困の連鎖の根絶」を位置づけており、組織としての重点事項であることを明確化しました。

箕面市教育大綱2018

1. 貧困の連鎖の根絶

- 2. 学校組織体制の再構築
- 3. すべての児童生徒の学力の向上
- 4. 児童生徒・青少年の居場所づくり
- 5. 子育て支援と外出促進

1. 貧困の連鎖の根絶

貧困家庭で育つ子ども達が自らのハンディを打ち破り、社会へ巣立っていくために、教育委員会や学校等が各種機関と連携し、乳幼児期から小中学校、高校卒業の時期に至るまで、切れ目なくそれぞれの子どもの状況を把握し、常に高いレベルで自信と能力、気概をもてるよう、サポートし続ける。

(2018年の取り組み)

支援の必要な貧困家庭の子どもを早期に発見し、関係機関による支援につなげるため、子ども成長見守りシステム（データベース）のデータや教育・福祉等の関係機関からの情報をもとに、必要な場合に学校等に子ども成長見守り室が指示を出し、支援方策についてコントロールしていく。

経済的困窮を背景に持つ子どもへの学習支援施策を強化するため、放課後の学びの場を提供するとともに、子ども成長見守りシステムにより客観的な検証を行う。

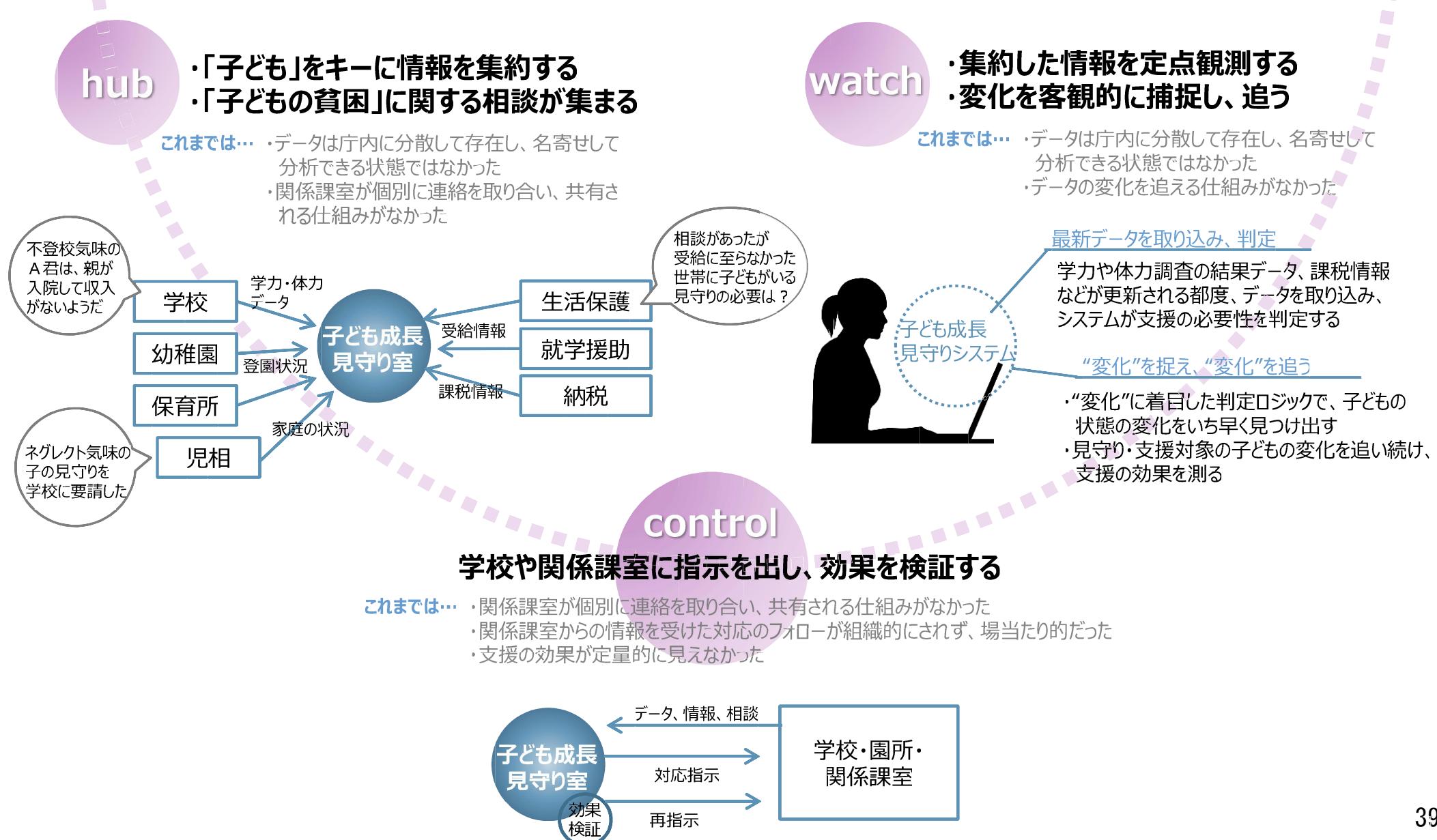
子どもたちの状況変化を的確につかむモニタリングを実施し、子ども個々への支援の有用性を検証する。

5項目ある大綱の
トップに位置付け



「子ども成長見守り室」の創設

平成28年度の機構改革に合わせて、教育委員会の子育て担当部門に新たに「子ども成長見守り室」を置きました。「子ども」をキーに市役所内に分散している情報を集約するハブとして機能するとともに、それらの情報を自ら定点観測し、支援の必要な子を見つけ、あるいは支援している子の変化を大人になるまで追い続け、隨時、必要な指示を庁内に出すコントロールタワーです。



子ども成長見守り室のハブ機能

子ども成長見守り室を置いたことにより、これまでになかった新たな情報共有の場ができるとともに、“場”以外でも情報のやり取りの頻度が上がり、情報の共有と対応の連携が進んでいます。

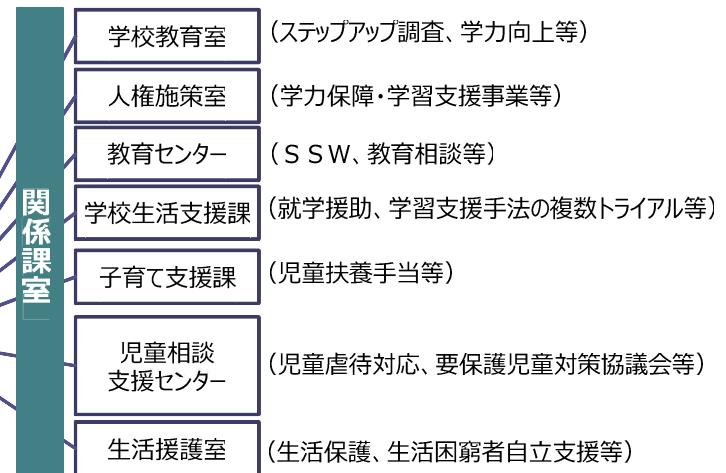


小・中学校 全20校それぞれ
「見守りシステム活用会議」を開催
(年2回×20校)

- ・システムの判定結果を相互確認
- ・重点支援の子どもの支援実施状況の確認
- ・新規対象の子どもの状況確認、支援方針の確認

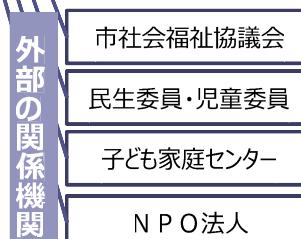
学校からの連絡で
**気になる子どもの
情報・支援状況の共有、対応**
(約30回/年)

- ・ひとり親家庭の親の死亡、離婚前後の家庭状況、保護者の精神状態の不安定など、家庭環境に変化のあった子どもの情報を共有し支援を検討
- ・万引きなどの事案に対し、環境因子の確認
- ・これらの情報をケース会議で関係課室と共有



関係課室が集まって
「見守りシステム活用会議」を開催
(約10回/年)

- ・支援・見守り対象の子どもの情報提供、対応の指示・確認
- ・支援中の子どもへの対応状況の共有



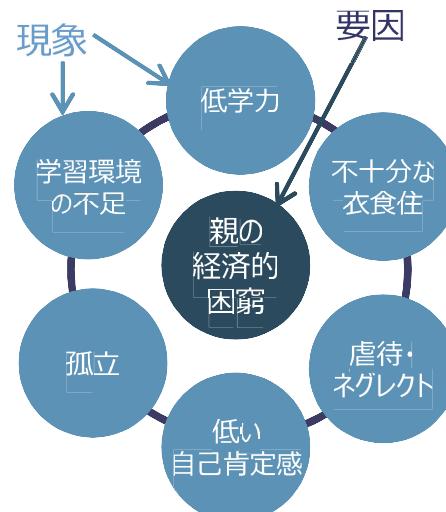
**見守りの依頼や
支援へのつなぎ**
(約15回/年)

- ・民生委員・児童委員には、担当地区的見守り対象児童生徒の名簿も提供

「子ども成長見守りシステム」の構築

これまでの箕面市では、子どもの情報も、子どもの家庭に関する情報も、各学校や行政の様々な部署に散在していました。子どもたち一人ひとりを大人になるまで見守り続けるためには、散在する情報を集約し、子ども個人に結びつけ、その情報を過去分から蓄積し、変化を追跡できるデータベースの構築が必要でした。

情報には、①親の経済的困窮を推定できる情報
②経済的困窮を要因として発生している現象 の2種類があります



子どもの状況は見えるが
根本にある貧困が見えない情報

| 現象 | 学力・体力調査結果 |
|----|---------------|
| | 生活状況調査結果 |
| | 日常の行動・衣服などの状況 |
| | 学校健診・乳幼児健診の結果 |
| | 虐待に関する通報・対応状況 |

家庭の困窮は推定できるが
子どもの状況が見えない情報

| 要因 | 生活保護の受給状況 |
|----|-------------|
| | 児童扶養手当の受給状況 |
| | 保育料算定時の所得状況 |
| | 給食費の滞納状況 |
| | 就学援助の受給状況 |

子ども個人をキーに
名寄せすると…



見守りが必要な
子どもが見えてくる
(経済的困窮)

支援が必要な
子どもが見えてくる
(経済的困窮 + 子どもの変化)

支援を受けている子どもの
現況がわかる
(親の状況 + 子どもの状況)

支援を受けている子どもの
経年変化を追跡できる
(子どもの変化 + 集団の変化)



A君の
データ

| 学年 | 学力調査 | 生活状況調査 | 学校健診 | 虐待通報 | 担任観察 | 生活保護 | 就学援助 |
|----|------|--------|------|---------|------|------|------|
| 小1 | +5 | ±0 | 異常なし | なし | 問題なし | 非該当 | 受給 |
| 小2 | +2 | △5 | 異常なし | あり・経過観察 | 要観察 | 非該当 | 受給 |
| 小3 | △8 | △10 | 発育遅れ | あり・対応 | 問題あり | 受給 | 受給 |
| 小4 | △9 | △8 | 発育遅れ | なし・経過観察 | 問題あり | 受給 | 受給 |

個人カルテ

| | | | | | | |
|----------------------|----------------------|--------------------|---------|----------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 個人番号 | 世帯番号 | 氏名 | ふりがな | 性別 | 生年月日 | 住所 |
| 00000000000000000000 | 00000000000000000000 | 藤田 真 | ふじた まこと | 男 | 2004年5月10日 | 東京都江戸川区葛西新町1丁目1番地 |
| 年度年齢 | 消跡日 | 保育施設/幼稚園 | 小学校/中学校 | 高校/大学/就職 | 判定指標のみ | 全体 |
| 0歳 | | 公立藤田小学校 公立藤田中学校 | | | <input checked="" type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> |

判定指標
履歴等
施設利用状況

| 年度年齢 | 就学前 | | | | | | | 小学校 | | | | | | | 中学校 | | | | 高校等 | | | | |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|---|---|---|--|
| | 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 6歳 | 7歳 | 8歳 | 9歳 | 10歳 | 11歳 | 12歳 | 13歳 | 14歳 | 15歳 | 16歳 | 17歳 | 18歳 | | | | |
| 年度 | 2004 | 2005 | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | | | | |
| 前期後期 | 前 | 後 | 前 | 後 | 前 | 後 | 前 | 後 | 前 | 後 | 前 | 後 | 前 | 後 | 前 | 後 | 前 | 後 | 前 | 後 | 前 | 後 | |
| 総合判定 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

ケース会議状況(クリックで直接判定)

生活困窮(物的資源の欠如)

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|--------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 経済的因素 | 生活保護 | <input type="radio"/> |
| | 児童扶養手当(ひとり親) | <input type="radio"/> |
| | 就学援助 | <input type="radio"/> |
| | 非課税雇用 | <input type="radio"/> |

| | | | | | | | | |
|----|-----------|---|---|---|---|---|----|----|
| 学力 | 理科 | 計 | 近 | 遠 | 前 | 後 | 20 | 18 |
| | 英語 | | | | | | 16 | 13 |
| | 全教科の平均偏差値 | | | | | | 17 | 17 |
| | 平均偏差値の変化値 | | | | | | 13 | 13 |
| | | | | | | | 13 | 13 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------------------|------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 健康・体力 (ヒューマンキャピタル の欠如) | 朝食の有無 | <input type="radio"/> |
| | 空港治療回数後の状態 | <input type="radio"/> |
| | 健康チェック | <input type="radio"/> |
| | 身長 | <input type="radio"/> |
| | 体重 | <input type="radio"/> |
| | 体力統合偏差値 | <input type="radio"/> |

非認知能力等判定

総合判定

個人カルテ

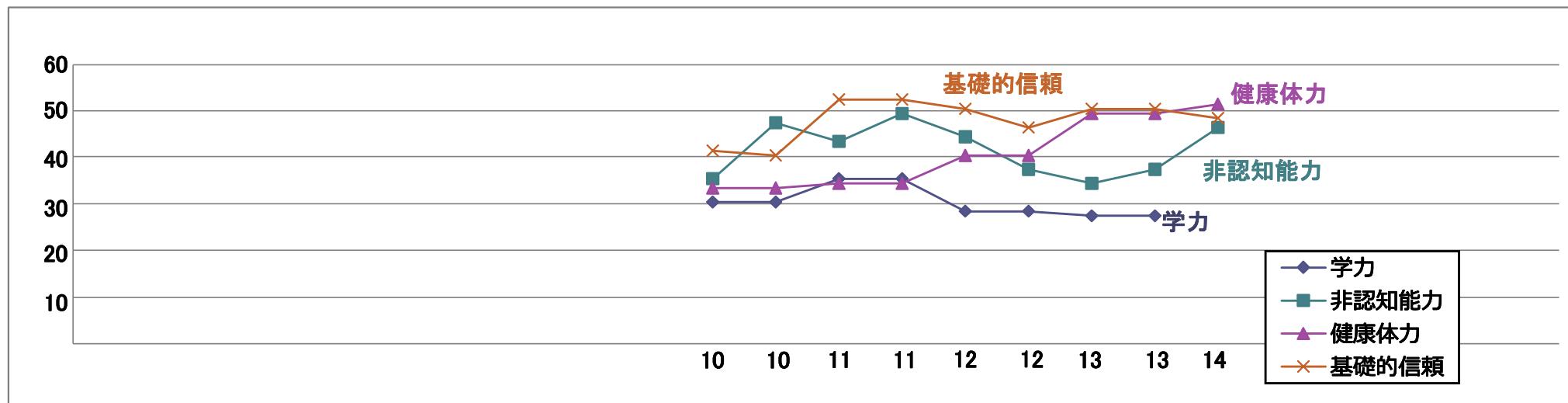
| 個人番号 | 世帯番号 | 氏名 | ふりがな | 性別 | 生年月日 | 住所 |
|----------------------|----------------------|-------------------|---------|----------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 00000000000000000000 | 00000000000000000000 | 田中 千鶴 | たなか ちひか | 女 | 2000年01月01日 | 福岡市西区 田園1-1-1 |
| 年度年齢 | 消跡日 | 保育施設／幼稚園 | 小学校／中学校 | 高校／大学／就職 | 判定指標のみ | 全体 |
| 幼稚 | | 私立 小学校 公立第一中学校 | | | <input checked="" type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> |

判定指標 履歴等 施設利用状況

新規追加

| 対応日 | 対応時 年度 年齢 | 所属 | 対応部門 | コメント | 判定 | 生活保護 | 医療費助成 | 児童扶養 | 就学援助 | 奨学金 | 虐待相談 | 保健指導相談 | SSW相談 | |
|-------------|-----------|-----------|----------|--|----|------|-------|------|------|-----|------|--------|-------|----|
| 2018年11月2日 | 14歳 第1年齢 | 子ども成長見守り室 | ケース会議 | ■中学校、教育センター、SSW、児童相談支援センター、あっとすぐーる、生活困窮相談窓口（社会福祉協議会）が参加。 情報共有と進学に向けたアセスメントを実施。 | | | | | | | | | | 編集 |
| 2018年10月26日 | 14歳 第1年齢 | 子ども成長見守り室 | 進学相談 | 母が親同行し、児童扶養手当等の手続きに来庁（就学援助もすみ） 本人（ロビーで待つ。）祖母が同行。 | | | | | | | | | | 編集 |
| 2018年9月20日 | 14歳 第1年齢 | 社会福祉協議会 | 生活困窮相談窓口 | 生活困窮相談窓口に学校教育課の指導主事と同行。 高級進学に必要な必要な費用の説明をする。 進学に関しては中学校とポイントをしぼって相談することをすめた。 | | | | | | | | | | 編集 |
| 2018年9月10日 | 14歳 第1年齢 | 子ども成長見守り室 | 相談 | 祖母より電話あり。 生活がかなり厳しい。なのに制度はないか。面接窓口で聞いて都合悪いといけないが、そうすぐ聞けるが不便。 →生活困窮相談窓口につなくことにする。 | | | | | | | | | | 編集 |
| 2018年9月4日 | 14歳 第1年齢 | 子ども成長見守り室 | 相談 | 祖母より電話あり。 面接窓口予約を学校からするように言われている。本人は完全はいやとのこと。 →予約なので、後のキャンセルも可。書類を出すよう伝える。 また、母が10月の終わりころに、面接窓口予約と通絡があった。日時は未定のこと。 | | | | | | | | | | 編集 |
| 2018年9月4日 | 14歳 第1年齢 | 青少年指導センター | 相談 | 10月2・5日に母の面接予約を決定した。 (中、教育センターにも伝えることの了解を得た。) | | | | | | | | | | 編集 |
| 2018年6月20日 | 14歳 第1年齢 | 子ども成長見守り室 | 相談 | 祖母より電話。 夏休みを前に本人が学校に行く気がない。私と渡れた。学校に行っても別居で寝ているといっている。 SSWにその話をし、夏休みに向けて、課題等計画を学校とたててもらうよう依頼。 | | | | | | | | | | 編集 |
| 2018年6月6日 | 14歳 第1年齢 | 子ども成長見守り室 | 相談 | 祖母より電話ある。且つ日記が作ら。違うことにする。 本人はこの2日学校に行けた。今日は外に出ている。明日はテストなので学校に行くと言っている。 | | | | | | | | | | 編集 |

| | |
|---------|--|
| 個人状況グラフ | 性別: 女性 生年月日: 2000年1月1日 生年(年齢): 14歳 住所: 東京都千代田区麹町1丁目1番地 所属: 公立小学校>公立中学校 |
|---------|--|



| | 6 | 7 | 7 | 8 | 8 | 9 | 9 | 10 | 10 | 10 | 11 | 11 | 12 | 12 | 13 | 13 | 13 | 14 | 14 | 15 | 15 | 16 | 16 |
|-------|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 学力 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 非認知能力 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 健康体力 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 基礎的信頼 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

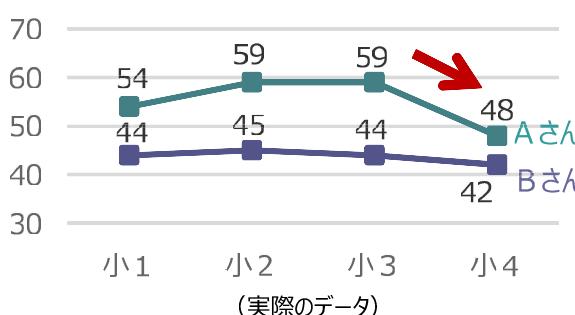
| | 6 | 7 | 7 | 8 | 8 | 9 | 9 | 10 | 10 | 10 | 11 | 11 | 12 | 12 | 13 | 13 | 13 | 14 | 14 | 15 | 15 | 16 | 16 |
|---------|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 総合見守り判定 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 経済状況 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 養育力 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学力 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 非認知能力 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 健康・体力 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 基礎的信頼 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 直接判定 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

子ども成長見守りシステムによる判定

子ども成長見守りシステムでは、「生活困窮判定」「学力判定」「非認知能力等判定」の3つの要素で判定した上で、それら3つの要素を掛け合わせて、「子どもの状態の総合判定」を行います。判定は、定例で年2回行うとともに、必要に応じて随時、個別に判定を行う場合もあります。（例：重大な虐待事案を受けて全員のリスク度を見直す場合など）

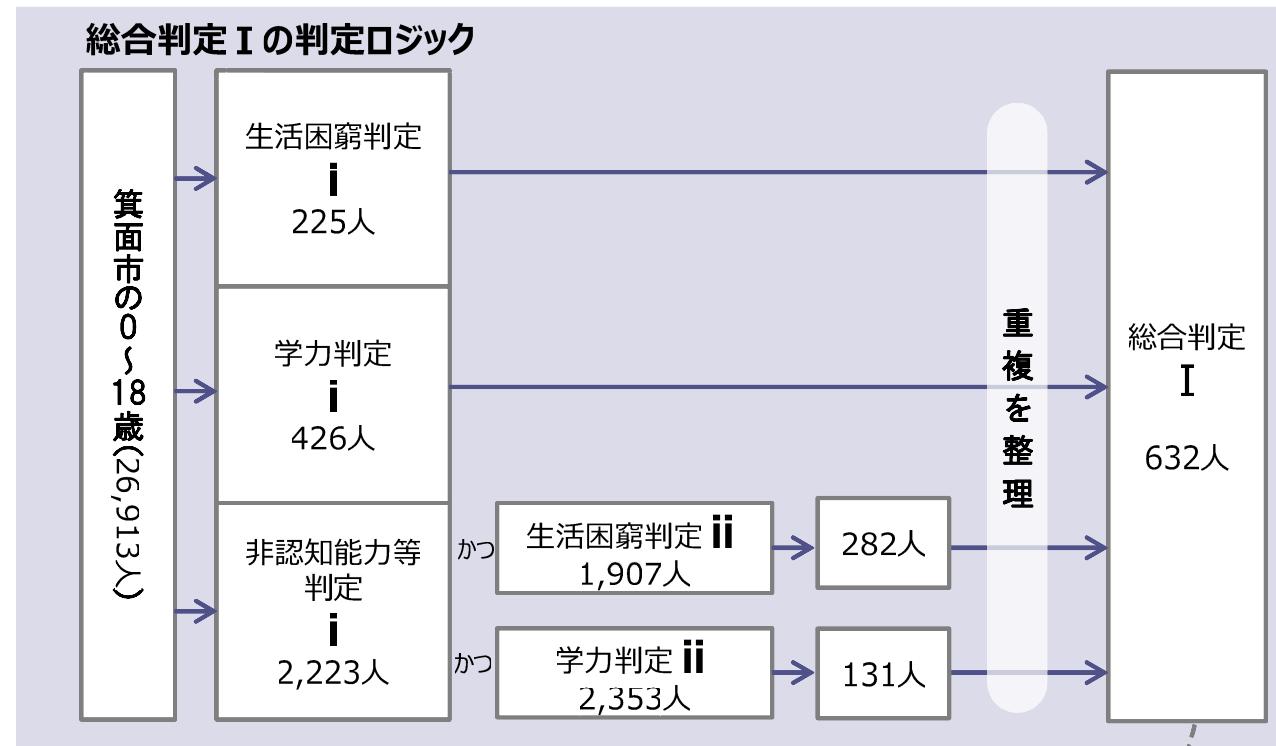
| 判 定 項 目 | | 判 定 |
|----------|---------------|---------|
| 生活困窮判定 | 経済的困窮 | i ~ iii |
| | 生活保護世帯 | |
| | ひとり親家庭 | |
| | 就学援助受給状況 | |
| | 子ども医療非課税階層 | |
| | 要保護児童（虐待相談） | |
| | 要保護児童（保健指導相談） | |
| | 養育カリスク | |
| | 学力偏差値（絶対値） | i ~ iii |
| | 学力偏差値（変化値） | ※ |
| 非認知能力等判定 | 非認知能力 | i ~ iii |
| | 意欲 | |
| | 自制心 | |
| | やり抜き力 | |
| | 社会性 | |
| | 自律性 | |
| | 健康・体力 | i ~ iii |
| | 健康状態 | |
| | 体力総合偏差値 | |
| | 基礎的信頼 | |
| | 家族とのつながり | |
| | 先生とのつながり | |
| | 友人とのつながり | |
| | 不登校状況（欠席数） | |
| | 高校中退状況 | |

※ 学力偏差値（変化値）を見る意味

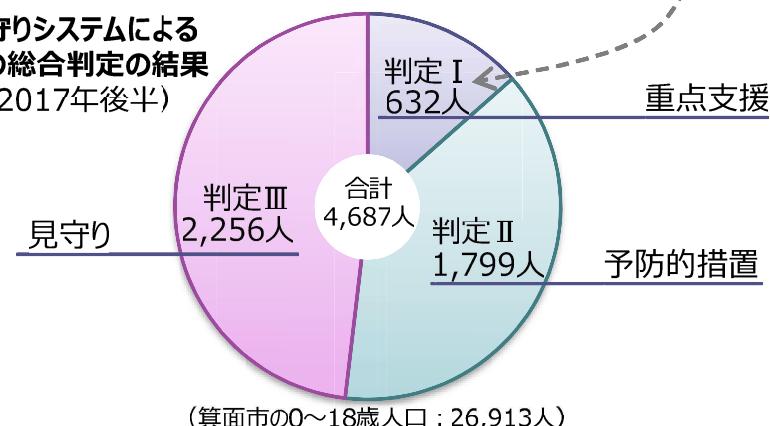


Aさんは、4年生の時点だけを見れば絶対値がそれほど低くないので問題がないとして見落とされる。
3年生から急激に悪化した「変化」を見つけることが、課題の早期発見に重要。

総合判定Iの判定ロジック



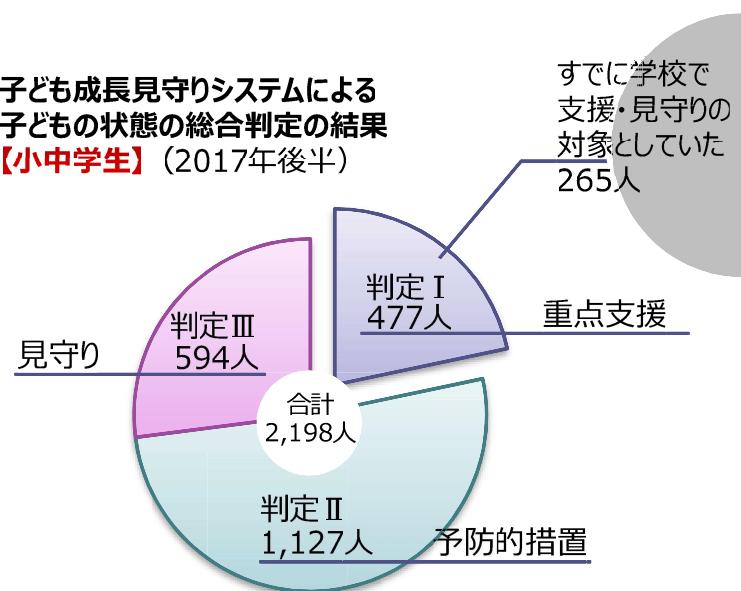
子ども成長見守りシステムによる
子どもの状態の総合判定の結果
【0～18歳】(2017年後半)



判定結果と実際

2017年後半の判定では、0～18歳の子どものうち、4,687人が見守り・支援の対象としてリストアップされ、そのうち小中学生は2,198人でした。小中学生の「判定I（重点支援）」は477人で、このうち212人（44%）は、学校などで見守りなどの対象として認識されておらず、いわば“ノーマーク”的な状態でした。

子ども成長見守りシステムによる
子どもの状態の総合判定の結果
【小中学生】（2017年後半）



すでに学校で
支援・見守りの
対象としていた
265人

学校で
“ノーマーク”
212人

学校では…

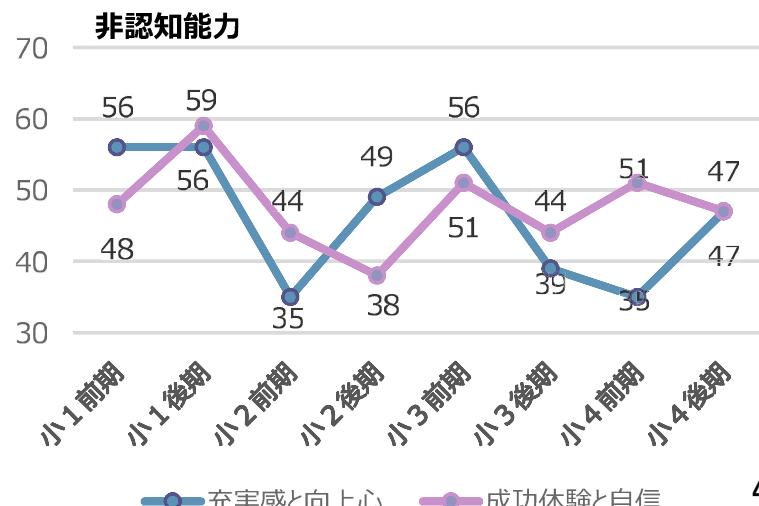
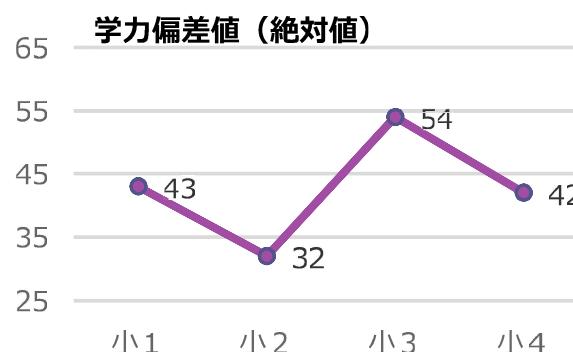
比較的「低学力」であるとの認識はあるが、目立つことなく、気になるところも特にない、「おとなしい子ども」という印象。特に見守りが必要だという認識はなかった。



学校で見過ごされていた実例

子ども成長見守りシステムでは

「学力偏差値」、非認知能力のうち「充実感と向上心」「成功体験と自信」などの数値が乱高下しており、実は、学力や気持ちが不安定な状態であることがわかった。



子ども成長見守り室のbefore・after

子ども成長見守り室を置いたことにより、これまでなら出来なかつたことが出来るようになった例や、現場での“小さな気づき”的情報が入ったり、これまで見過ごされていた支援が必要な子どもをシステムで客観的に見つけることができたケースの一例です。

乳幼児の情報を組織的に引継ぐ

(これまで)

子どもの発達の課題が保育所・幼稚園・早期療育などから学校に個別に引き継がれる



子ども成長見守りシステムで保有する乳幼児健診や母子保健事業の記録、成育歴の中での養育力リスクを学校に資料提供できるようになった。

支援の抜け・漏れを見つける

(これまで)

就学援助の受給資格があるにもかかわらず受給していない世帯があることは認識しつつ、なんらかの対応につなげなかった



子ども成長見守りシステムで、就学援助が受けられる経済状況にありながら受給していない世帯をチェック。

「公的手続きが苦手で申請できていなかった」世帯を見つけ出し、子ども成長見守り室で申請を支援した。(昨年2件)

※当該世帯は、他の公的手続きを必要だった。

【参考】就学援助の利用率 72.4%

※児童扶養手当受給もしくは非課税階層に属する児童生徒(重複除く)のうち、就学援助を受給している児童生徒の割合で算定。

※実際の就学援助の認定基準は、児童扶養手当受給資格や市民税の非課税判定とイコールではないので、上記数値は概算である。

学校の“気づき”に客観的データで応える

ケース

中学校から子ども成長見守り室に、不登校傾向の1年生、父子家庭の子どもについて相談あり。父親が入院し、生活に困窮しているもうで、生活相談につなぎたいとの主訴。



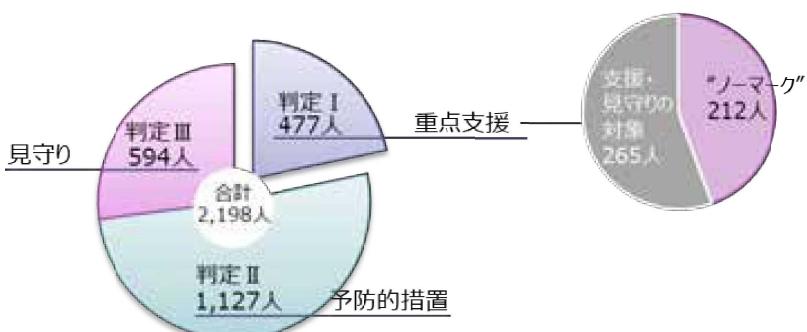
子ども成長見守りシステムで当該生徒を見たところ、過去3年間「重点支援」の状態であった。

小学校での支援の記録がなかったため、出身小学校に問い合わせたところ、特に見守り等の対象とは認識しておらず、登校状況は良好で、特に目立つこともなかつたとのこと。

当該生徒の家庭については、生活困窮相談窓口につなぎ、生活保護受給に至った。中学校には、過去からの当該生徒のデータを提供し、学校での見守り・支援を指示した。

学校で“ノーマーク”的子どもを見つける

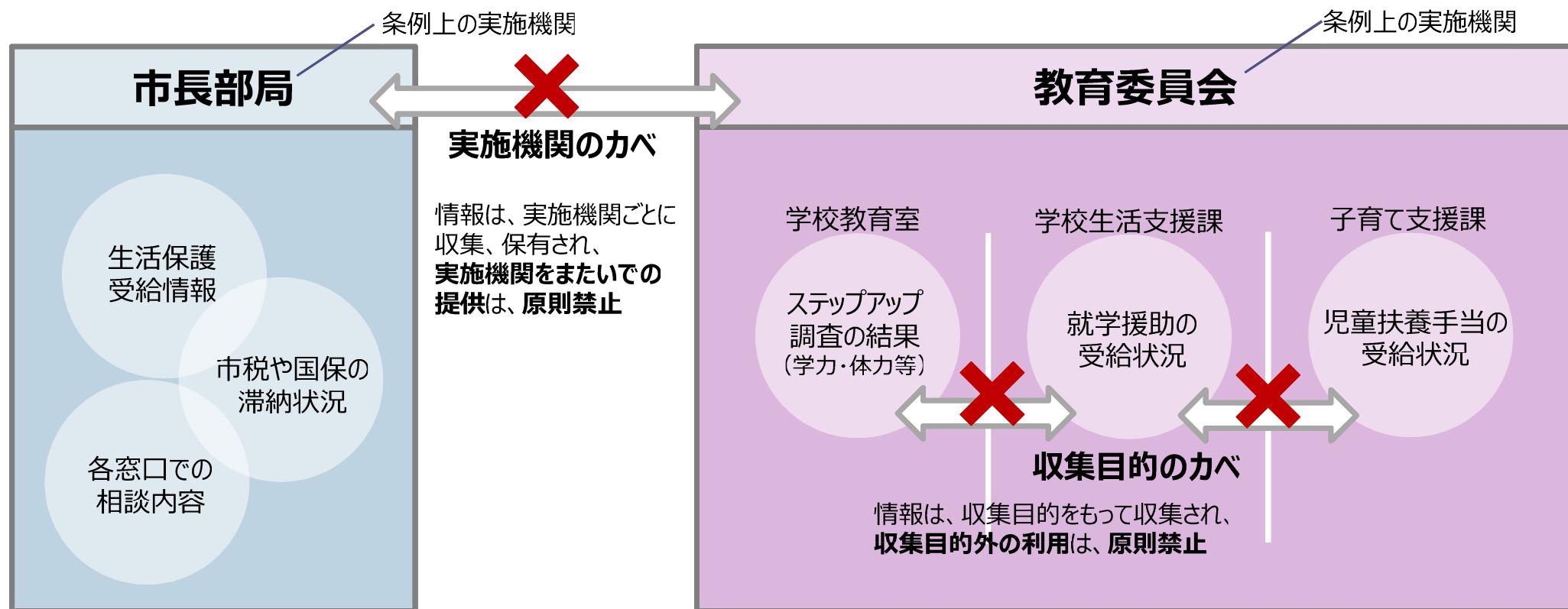
子ども成長見守りシステムでの、子どもの状態の総合判定によって「重点支援」の対象と判定された児童生徒のリストを学校に提供して支援状況を確認したところ、そのうちの44%の子どもが「見守りの対象ですらなかった」ことが判明した。



個人情報保護条例への対応

かつての箕面市では、市役所の中に個人に関する情報が分散して存在しており、市長部局と教育委員会の間で、あるいは、同じ教育委員会内でも課室をまたがるだけで、それらの情報は厳重に秘匿され、利用されない状態でした。

そこには、個人情報保護条例による「実施機関のカベ」と、「収集目的のカベ」の2つのカベがあったからです。



平成27年当時の箕面市個人情報保護条例の規定

第十条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を収集目的外の目的のために利用（以下「収集目的外利用」という。）し、又は当該実施機関以外のものに提供（以下「外部提供」という。）してはならない。

- 一 収集目的外利用又は外部提供することについて、本人の同意がある場合
- 二 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になる場合**
- 三 法令等に収集目的外利用又は外部提供できる旨の定めがある場合
- 四 …（以下略）

箕面市の個人情報保護条例には外部提供及び収集目的外利用の除外規定があったが、「明らかに本人の利益になる」かどうかの判断は難しく、また、個人情報保護制度への過剰な反応もあり、条例10条2号に該当するとして情報を提供する判断は実務上、されていなかった

そこで箕面市では、「人の心身、生活の保護または支援を目的とした個人情報の収集目的外利用や外部提供」について、条例に基づき適切な情報連携ができるよう、平成27年度に箕面市個人情報保護制度運営審査会に諮問して、条例の解釈か条例改正かのいずれが適切か議論いただき、その結果、条例を改正しました。

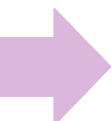
箕面市個人情報保護制度 運営審査会の意見

- ・「人の心身、生活の保護または支援の目的」は、「明らかに本人の利益」であることは間違いないと思われる。（＝条例改正せず解釈での運用も可能）
- ・でも、具体例があったほうが現場は運用しやすいため、条例改正による方が適切
- ・目的外利用・外部提供が認められる場合のうち、対象者及び「明らかに本人の利益になる場合」を明示して、運用しやすくするもの

改正前

第十条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を収集目的外の目的のために利用(以下「収集目的外利用」という。)し、又は当該実施機関以外のものに提供(以下「外部提供」という。)してはならない。

- 一 収集目的外利用又は外部提供をすることについて、本人の同意が有る場合
- 二 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になる場合**
- 三 法令等に収集目的外利用又は外部提供できる旨の定めがある場合
- 四 … (以下略)



改正後

第十条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を収集目的外の目的のために利用(以下「収集目的外利用」という。)し、又は当該実施機関以外のものに提供(以下「外部提供」という。)してはならない。

- 一 収集目的外利用又は外部提供をすることについて、本人の同意が有る場合
- 二 市の執行機関に置かれた附属機関の意見を聴いて実施機関が定める者について、その心身の保護又は生活の支援の目的のために必要があると認めた場合**
- 三 前号に掲げるもののほか、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になる場合**
- 四 法令等に収集目的外利用又は外部提供できる旨の定めがある場合
- 五 … (以下略)

審査会に諮問の上、規則で類型を定めている。

Ex. 生活困窮者、虐待を受けている高齢者・障害者、ひとり親家庭、いじめを受けていると思われる児童生徒 等（全16類型）

(前提) 子どもたちの状況をできる限り把握し続けるために

【参考】

子ども成長見守りシステム構築の環境

「箕面市ステップアップ調査」による学力等の悉皆調査

箕面市では、平成24年度から、小学1年生～中学3年生まで **全9学年で、毎年**、子どもたち一人ひとりの状況を、全方面（学力・体力・生活）について調査・把握しています。

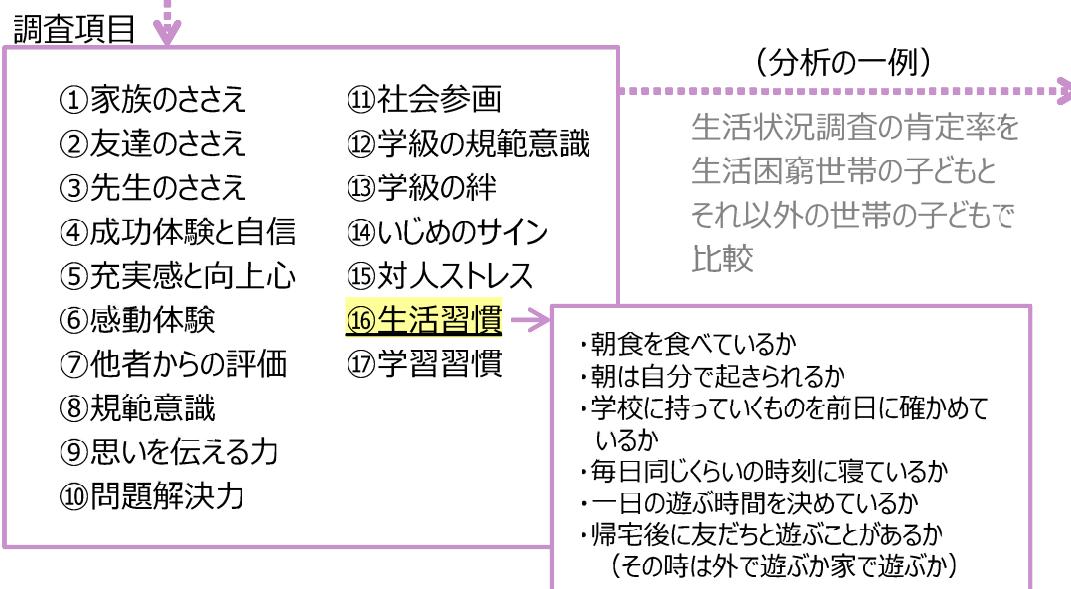
この調査があるからこそ、支援の効果を「学力」や「生活状況」の定量的な“変化”で客観的に測ることが可能になります。

ステップアップ調査の実施学年と調査項目

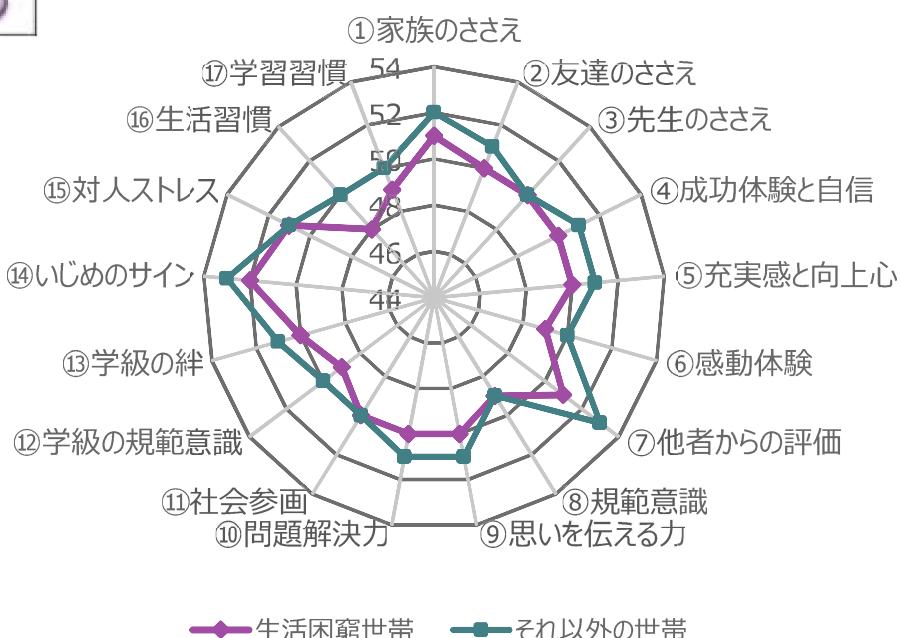
市の独自調査

| | | 1年生 (小1) | 2年生 (小2) | 3年生 (小3) | 4年生 (小4) | 5年生 (小5) | 6年生 (小6) | 7年生 (中1) | 8年生 (中2) | 9年生 (中3) |
|---------------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 学力調査 | 全国学力学習状況調査 | | | | | | 3教科 | | 3教科 | |
| | 学力調査 | 2教科 | 2教科 | 4教科 | 4教科 | 5教科 | 5教科 | 5教科 | 5教科 | |
| | 英語能力判定テスト | | | | | | | | 1教科 | |
| 体力調査 (●は全国調査に参加) | 3種目 | 3種目 | 3種目 | 5種目 | 8種目 | 8種目 | 8種目 | 8種目 | 8種目 | |
| 生活状況調査 | 1教科 | 1教科 | 1教科 | 1教科 | 1教科 | 1教科 | 1教科 | 1教科 | 1教科 | |

調査項目



生活状況調査肯定率の偏差値平均

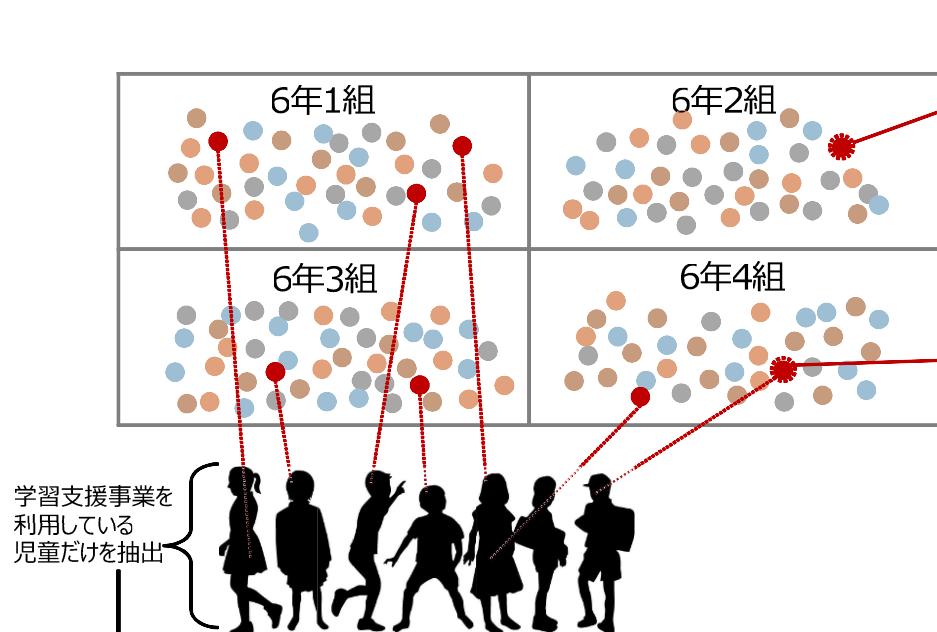


ステップアップ調査の結果から「支援の効果」を見るしくみ

【参考】
子ども成長見守りシステム構築の環境

ステップアップ調査は、集団として（クラス単位など）ではなく、子ども1人ひとりの状況を見ていますので、見守りや支援を受けている子ども個人の状態や変化を見ることができます。

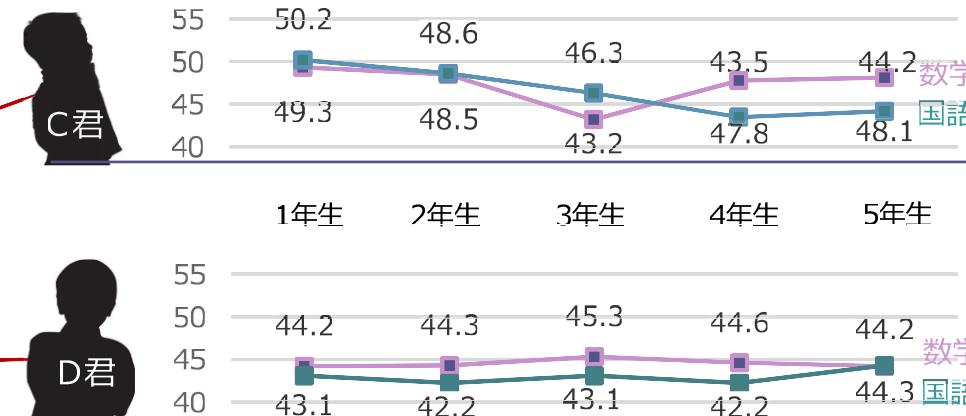
また、学習支援事業の対象児童を集団として捉えて変化を追うこともできますので、事業自体の効果が上がっているかどうかを見ることが可能です。



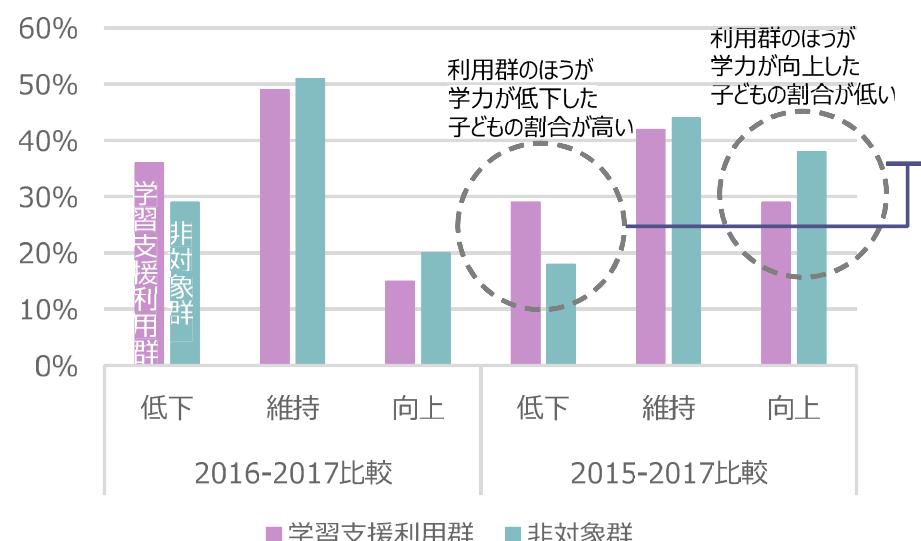
| | 2016-2017比較 (1年間の比較) | | | 2015-2017比較 (2年間の比較) | | |
|------|-------------------------|-----|-----|-------------------------|-----|-----|
| | 低下 | 維持 | 向上 | 低下 | 維持 | 向上 |
| | 学習支援利用群 | 36% | 49% | 15% | 29% | 42% |
| 非対象群 | 29% | 51% | 20% | 18% | 44% | 38% |

※学力の変化

低下…学力偏差値の変化が△3より下がった
維持…学力偏差値の変化値が△3～+3未満
向上…学力偏差値の変化値が+3以上上がった



支援事業の効果を検証できる



個人の変化を追える

この支援事業は失敗している
やり方を見直さなくてはならない

箕面市における学習支援事業

箕面市では、前述のシステム判定結果などを活用し、子ども成長見守り室を中心となって、下記のような具体的な支援を進めています。また、それぞれの支援の有効性についても、随時同室が検証し、個別支援手法の見直し（子どもによって合う・合わないがある）や、施策そのものの見直し（より有効な手法の模索）を進めていきます。

放課後の学習支援

【対象者】

- ・生活困窮家庭の子ども
- ・ひとり親家庭の子ども
- ・不登校または不登校傾向の子ども
- ・子ども成長見守りシステム判定で支援が必要と判定された子ども 等

学生サポーターによる寄り添い型の学習支援 2015年度～

- ・保護者や学校の求めに応じ、学生サポーターを派遣して学習支援等を行う
- ・対象者には、不登校の子どもや病欠等による長期欠席者も含む

【事業費】 16,366千円（国5,241千円：大阪府：4,411千円：市6,714千円）

【実績】 利用者127人・延べ3,796回（2017年度）

自学自習の場での学習支援 2019年度新規事業（トライアル）

- ・放課後に学校で、宿題を中心とした自学自習の場（スタディルーム）を提供し、複数手法の学習支援をトライアルする
 - タブレット学習（6種類 ※1校1種）
 - 指導員の配置（1校）
 - 塾講師の配置（1校）
- ・生活困窮世帯等でなくても希望すれば参加が可能

【事業費】 11,583千円（国5,222千円：市6,361千円）

学習塾代を助成 2019年度新規事業（トライアル）

- ・学習塾代として、上限2万円/月のバウチャーを発行する
- ・対象者は、小学3年生の子どもを持つ生活保護受給世帯と児童扶養手当受給世帯

【事業費】 9,017千円（大阪府6,520千円：市2,497千円）

放課後の居場所づくり

子どもの家（民間の学童保育） 2017年度～

- ・家でも学校でもない「第三の居場所」として日本財団が創設、NPO法人が運営
- ・生活習慣を身につけられるような活動を通じて、自己肯定感や学びの意欲を養うなどの総合的な支援を行う

【事業費】 創設後3年間は日本財団が運営（以後は市）

【対象者】 地域の生活困窮家庭の子ども（小学1～3年生）

【実績】 11家庭17名（2019年3月現在）



多岐にわたる住民の基礎情報を保有し、子育て支援や義務教育の現場を抱え、地道な取り組みを組織的に継続することが得意な行政組織、市町村にしかできない強みを活かして、子どもたちがハンディを打ち破る強さを身につけられるよう、大人になるまで支え続けていきます。